

# 一関市地域福祉計画

誰もが支え合い みんなが安心して暮らせるまちづくり



平成28年3月  
一 関 市



## はじめに

今日の地域社会を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化や核家族化の進行、個人の価値観の多様化、地域での交流機会の減少など、社会環境の変化に伴い、人と人とのつながりの希薄化が進み、お互いの支え合いや助け合いといった機能が低下してきています。また、生活不安やストレスが増大し、自殺や家庭内暴力、児童・高齢者虐待、引きこもりなどが新たな社会問題となっています。

こうした中、当市では、一関市高齢者福祉計画、一関市障がい者福祉計画、一関市子ども・子育て支援事業計画、健康いちのせき 21 計画などを策定し、高齢者や障がい者、子育て中の家庭など、誰もが健康で安心して暮らせる健康長寿のまちづくりの推進に取り組んでおり、また、様々な地域課題の解決や地域特性を活かしたまちづくりの取組として、市民と行政との連携による地域協働のまちづくりを推進しております。

このたび策定いたしました「一関市地域福祉計画」は、これまで個別に策定していた計画に共通する理念や考え方を明らかにし、保健福祉分野の施策を横断的、体系的に推進するための基本計画として位置付けるものです。

また、地域福祉の推進にあたりましては、これまでの公的な福祉サービスの提供だけでなく、市民や福祉事業者、社会福祉協議会、行政のそれぞれの参画が一層重要になって参りますことから、本計画の基本理念に「誰もが支え合い みんなが安心して暮らせるまちづくり」を掲げ、市民の皆様との連携、協働により、地域福祉の推進に積極的に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご議論いただきました一関市地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの市民、関係機関・団体の皆様に心からお礼を申し上げますとともに、本計画に基づく地域福祉の推進に深いご理解と積極的なご参加、ご協力をお願いいたします。

平成 28 年 3 月

一関市長 勝 部 修



# 目 次

## 第1部 総論

### 第1章 計画の策定にあたって

序 地域福祉とは	・・・ 1
1 計画策定の背景	・・・ 1
2 計画策定の目的	・・・ 1
3 計画の位置付け	・・・ 1
4 計画の期間	・・・ 2
5 地域福祉を推進するための担い手とそれぞれの役割	・・・ 6

### 第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 人口・年齢別人口割合の状況	・・・ 7
2 世帯の状況	・・・ 9
3 障がい者の状況	・・・ 10
4 就学前児童の状況	・・・ 11
5 生活保護の状況	・・・ 12
6 介護保険の状況	・・・ 13
7 民生委員・児童委員の活動	・・・ 14
8 ふれあいサロンの実施状況	・・・ 15

### 第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	・・・ 16
2 基本方針	・・・ 16
3 基本目標	・・・ 16
4 施策の体系	・・・ 17

## 第2部 各論

### 第1章 施策の展開

- 1 地域福祉を担う人づくり
  - (1) 福祉教育の推進 . . . 18
  - (2) 共に参加する意識の向上 . . . 19
  - (3) 地域福祉を担う人材の育成と次世代の参加促進 . . . 20
- 2 共に支え合う地域づくり
  - (1) 地域福祉の担い手のネットワークづくり . . . 21
  - (2) 地域とつながり続ける関係づくり . . . 22
  - (3) 協働による身近な地域の支え合い . . . 23
  - (4) ボランティア・NPOの活動支援 . . . 24
- 3 充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり
  - (1) 相談体制の充実 . . . 25
  - (2) 権利擁護の充実 . . . 26
  - (3) 保健・医療・福祉・介護など各分野の連携推進 . . . 27
  - (4) 生活困窮世帯への自立支援 . . . 28
  - (5) 災害時の避難行動要支援者の支援 . . . 29
  - (6) 社会福祉事業を担う人材の確保・育成 . . . 30

### 第2章 計画の推進体制

- 1 計画の周知・普及 . . . 31
- 2 計画の推進と点検・評価 . . . 31

## 資料編

- 1 計画の策定経過 . . . 32
  - ・策定委員会等の開催状況
  - ・市民会議、高校生ワークショップ、地域福祉懇談会の概要
- 2 一関市地域福祉計画策定委員会設置要綱等 . . . 41
- 3 一関市地域福祉計画策定委員会委員名簿 . . . 44
- 4 用語解説 . . . 45

---

第1部

総論

---

## 第1章 計画の策定にあたって

### 序 地域福祉とは

「福祉」というと、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など対象者ごとに分かれたものを思い浮かべる人が多いと思います。それは、対象者ごとにそれぞれの法律や制度によって、必要な福祉サービスが提供されてきたからです。

これからのまちづくりは、福祉サービスを必要としている人々も含めた地域住民一人ひとりの尊厳が重視され、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会を確保し、子どもから高齢者まで市民の誰もが住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮らせるような仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められています。

「地域福祉」とは、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係を再構築するとともに、従来の福祉サービスに併せて、市民や福祉事業者などが相互に協力しながら、課題解決に取り組み、行政がこれを支援し推進することによって、すべての人が安心して生活できる地域づくりを進めていくものです。

### 1 計画策定の背景

少子高齢化やライフスタイルの多様化などにより、家族のもつ様々な役割の弱体化や市民相互の地域内でのつながりが希薄化するなど、地域社会は大きく変容しています。また、社会経済情勢の急激な変化により、生活不安やストレスが増大し、自殺や家庭内暴力、児童・高齢者虐待、引きこもりなどが新たな社会問題となっています。

こうした社会状況の中で、福祉サービスを必要とする人々が自立した生活や社会参加ができるように、市民はもとより、福祉事業者、地域で福祉に関わる人々が相互に協力し、地域福祉の推進に努めることが求められており、このことは社会福祉法第4条に規定されています。また、同法第107条において、地域福祉を一体的に推進していくため、市町村は「地域福祉計画」を策定することとされています。

### 2 計画策定の目的

「一関市地域福祉計画」は、多様化する地域福祉の課題に対応し、福祉サービスの充実とあわせ、市民や福祉事業者などの積極的な参画により、協働による支え合いや助け合いを推進する取り組みの基本的方針・方向性を示し、みんなが安心して暮らせるまちづくりを目的として策定するものです。

### 3 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として位置付けます。

平成28年度を初年度とする「一関市総合計画」を上位計画とし、保健福祉分野の施策を推進するための基本計画としての性格を有するものです。

市では、「一関市高齢者福祉計画」、「一関市障がい者福祉計画」、「一関市障がい福祉計画」、「一関市子

# 第1部 第1章 計画の策定にあたって

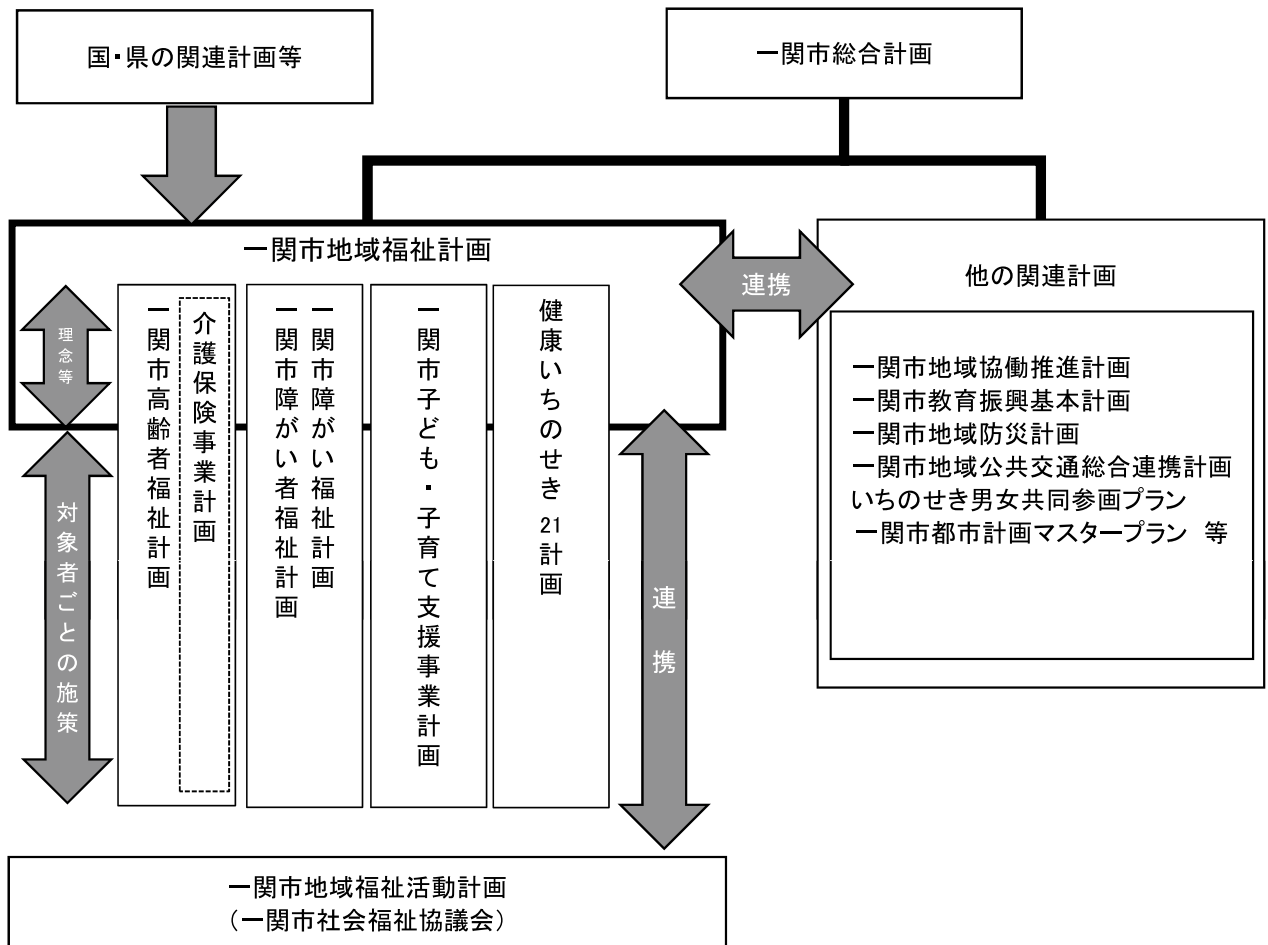
ども・子育て支援事業計画」、「健康いちのせき 21 計画」を策定し、一関地区広域行政組合においては「介護保険事業計画」など、対象ごとの個別計画を策定しており、それぞれの分野固有の施策については、各計画に基づいて推進します。本計画は、これらの個別計画に共通する理念や考え方を明らかにし、横断的、体系的に推進するための計画です。

また、市では「一関市地域協働推進計画」を策定し、地域協働によるまちづくりを推進しています。これは、地域課題の発見・解決や支え合いの実践といった、地域福祉の考え方とも一致するものです。さらに、一関市社会福祉協議会で策定した「一関市地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進を目的とした民間の活動計画であり、これらの計画と連携しながら本計画を推進します。

## 4 計画の期間

計画期間は平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

《計画の位置付け》





《主な関連計画の基本理念、計画期間等》

### 一 関市総合計画

#### ● みつけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝く一関

総合計画は、市の計画の最上位に位置づけられ、長期的視点からのまちづくりのビジョンを示すものです。市にあつては、今後における市政運営の指針とするものであり、市民や企業等の民間団体とのまちづくりの方向性を共有することを目的とした計画です。

### 一 関市高齢者福祉計画

#### ● 人と人、地域と地域が結び合い 未来輝く “いちのせき”

高齢者が健康でいきいきとした生活を送るため、健康づくりと生きがいつくりを進め、ひとり暮らしや要支援・要介護状態になっても、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活が続けられるよう、地域全体で支え合う豊かな地域社会の実現を目指す計画です。

### 一 関市障がい者福祉計画

#### ● 共に支え合い いきいきと暮らせる いわいの郷づくり

障がいの有無に関らず、市民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し支え合う、共生・協働の社会を構築していくことを基本理念とし、誰もがいきいきとその人らしく暮らすことができる地域社会の実現を目指す計画です。

### 一 関市障がい福祉計画

#### ● 共に支え合い いきいきと暮らせる いわいの郷づくり

一関市障がい者福祉計画に基づき、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の具体的な施策について、目標数値を定めた計画です。

### 一 関市子ども・子育て支援事業計画

#### ● 子育てに喜びを感じ、家族の絆と地域で支え合うまちづくり

幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量の確保、地域における子ども・子育て家庭への支援などを総合的に推進することを目指す計画です。

### 健康いちのせき21計画

#### ● みんなで支え合い共に創る安全・安心のまちづくり

健康づくりを市民一人ひとりが自ら取り組めるよう支援し、元気で長生きできるよう病気の予防・早期発見のための保健活動の推進に取り組むための計画です。

## 第1部 第1章 計画の策定にあたって

### 一 関市地域協働推進計画

#### ● わっしょい みんなでつくろう いちのせき みんなで創る地域づくりの仕組み

身近な地域課題の解決や地域の特性を活かした地域づくりの進め方を「行政主導型」から、地域と行政が連携して進める「地域協働型」へ転換し、「市民主体の地域づくり活動の促進」と、「市民と行政の協働によるまちづくりの推進」を図るため、コミュニティ機能の再生充実と地域力の強化を目指し、地域協働体の体制強化と活動支援を柱とした各種制度の構築から実施までに至る基本的な事項を定めた計画です。

### 介護保険事業計画（一関地区広域行政組合）

#### ● 介護が必要になっても、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる

高齢者が要介護状態や認知症となっても、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、介護、医療、生活支援、介護予防等を充実させ、地域全体で高齢者を支えることを目的とし、一関地区広域行政組合が策定した計画です。

### 一 関市地域福祉活動計画（一関市社会福祉協議会）

#### ● 支え合い 幸せ感じる 地域の暮らし

社会福祉協議会は社会福祉法で、地域福祉を推進する中心的な団体として位置付けられています。

一関市地域福祉活動計画は、一関市社会福祉協議会が呼びかけて、①住民、②地域において社会福祉活動を行う者、③社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が、相互に協力して策定した計画です。

#### ● 各計画の計画期間

年度 計画名	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
総合計画	H23～H27 後期基本計画（5年）				H28～H32 前期基本計画（5年）					H33～
地域福祉計画	未策定				H28～H32（5年）					H33～
高齢者福祉計画	H24～H26（3年）			H27～H29（3年）			H30～H32（3年）			H33～
障がい者福祉計画	H24～H29（6年）						H30～H35（6年）			
障がい福祉計画	H24～H26（3年）			H27～H29（3年）			H30～H32（3年）			H33～
子ども・子育て支援事業計画	(次世代育成支援行動計画) H22～H26 後期計画（5年）			H27～H31（5年）					H32～	
健康いちのせき21計画	H19～H28（10年）					H29～				
地域協働推進計画	未策定		H26～H30（5年）				H31～			
介護保険事業計画	H24～H26（3年）			H27～H29（3年）			H30～H32（3年）			H33～
地域福祉活動計画	未策定		H26～H32（7年）						H33～	

《社会福祉法における位置付け》（社会福祉法抜粋）

（地域福祉の推進）

**第4条** 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

**第6条** 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

（市町村地域福祉計画）

**第107条** 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- （1）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （2）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （3）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

5 地域福祉を推進するための担い手とそれぞれの役割

地域福祉の推進にあたっては、市民や福祉事業者、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を担うとともにお互いの協働により進めることが求められます。

地域福祉の担い手とそれぞれの基本的な役割については、次のようなことが期待されています。

担い手	それぞれの役割	本計画における定義
市民	福祉サービスの利用者であることと併せ、地域福祉の担い手でもあることへの理解を深めることが大切です。 また、地域協働によるまちづくりの考え方により「市民主体の地域づくり活動」と、「市民と行政の協働によるまちづくり」に積極的な参画が期待されています。	市民、地域活動団体（例：自治会、ボランティア団体、NPO、地域協働体など）、企業など
福祉事業者	福祉サービスの提供者として、市民の多様なニーズに対応し、良質かつ適切な福祉サービスの提供が求められています。 福祉サービスの提供にあたっては、利用者の権利を擁護し、利用者の立場に立った福祉サービスの確保に努め、地域での生活を支援することが期待されています。	福祉サービス事業者
社会福祉協議会	地域福祉を推進するため、市民や様々な団体や機関などの参加・協力のもとに組織された社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられています。 「一関市地域福祉活動計画」を推進する中で、地域福祉を担う人づくりや地域づくり・仕組みづくりの各分野で、大きな役割を担うことが期待されています。	一関市社会福祉協議会
行政	本計画の基本理念のもとに、市民や福祉事業者、社会福祉協議会との協働により計画を推進します。このため、地域福祉のニーズ把握に努め、福祉サービスの利用促進と体制整備を図ります。	一関市（教育委員会を含む）



## 第2章 地域福祉を取り巻く現状

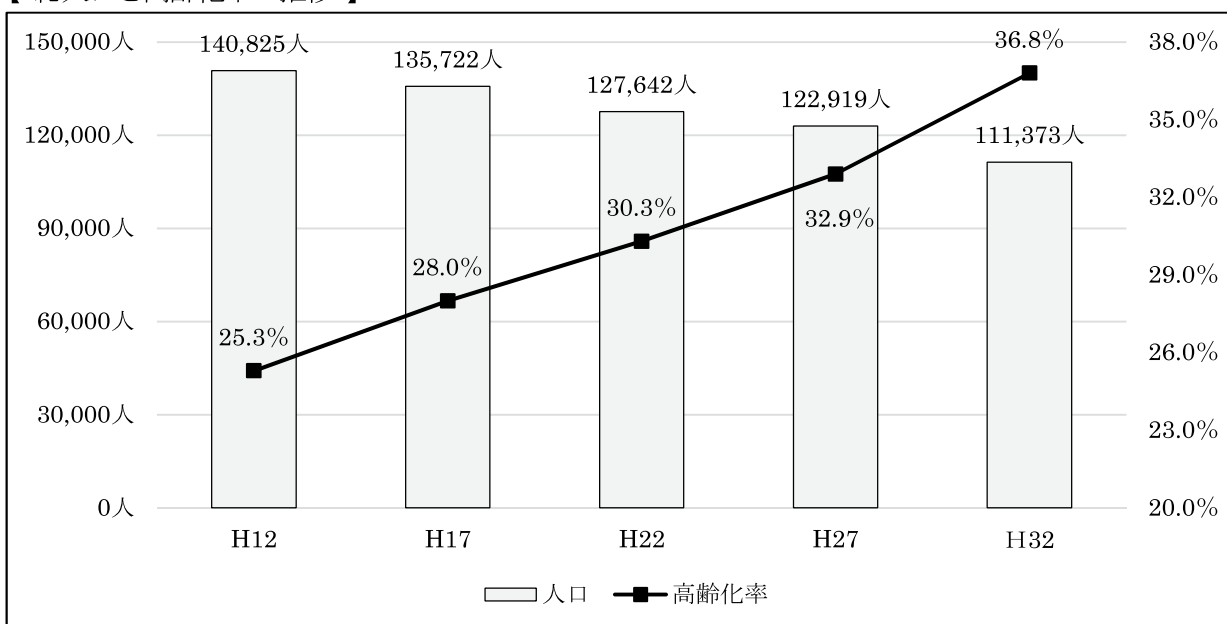
### 1 人口・年齢別人口割合の状況

#### (1) 総人口と高齢化率の推移

一関市の総人口は平成12年国勢調査によると、140,825人でしたが、平成32年の推計値では111,373人と29,452人減少する見込みとなっています。

減少し続ける人口に対し、65歳以上の人口が総人口に占める割合を示す高齢化率については、年々上昇しており、平成12年は25.3%でしたが、平成32年には11.5ポイント上昇し、36.8%となる見込みです。

【 総人口と高齢化率の推移 】



資料：国勢調査、一関市住民基本台帳

注1：12年、17年、22年の調査では年齢不詳があったため合計が総人口に一致しません。

注2：27年は、一関市住民基本台帳（平成27年10月1日現在）によります。

注3：32年は、一関市人口ビジョンによる推計人口です。

#### (2) 年齢別人口の推移

人口構成を年齢別に見ると、平成12年から平成32年の状況は、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少していますが、高齢者人口（65歳以上）は増加が見込まれます。平成12年の時点において、年少人口よりも高齢者人口が1万5千人以上多く、その差は年々広がり、平成32年には高齢者人口が2万9千人以上、多くなることが見込まれます。また、構成割合についても年少人口が減少しているのに対し、高齢者人口は増加が見込まれます。

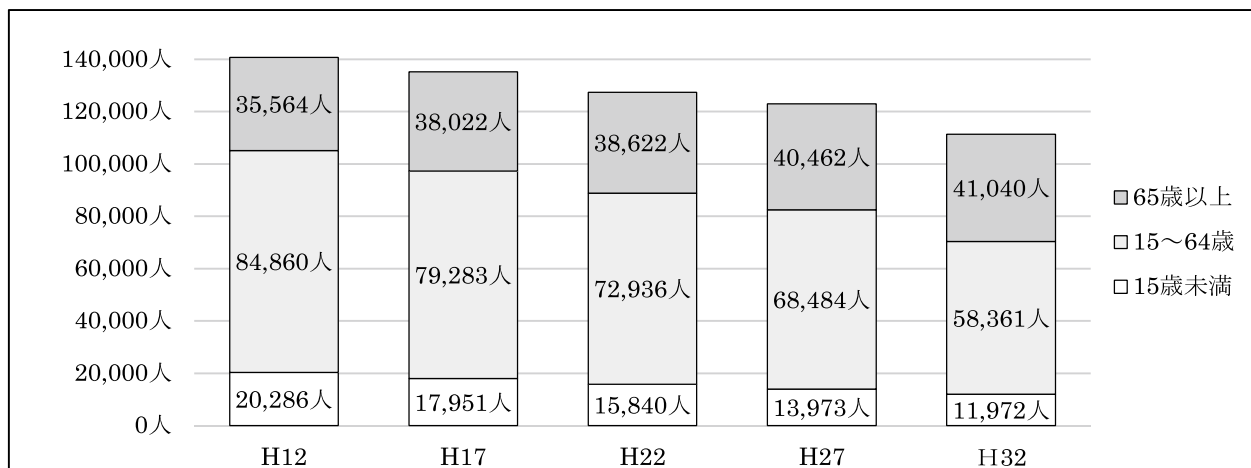
次に、平成25年の一関市と岩手県、全国を比較してみると、高齢化率は、一関市31.6%に対し、岩手県28.7%、全国25.1%となっており、一関市は、県平均、全国平均を上回り、高齢化率が高い状況にあります。

## 第1部 第2章 地域福祉を取り巻く現状

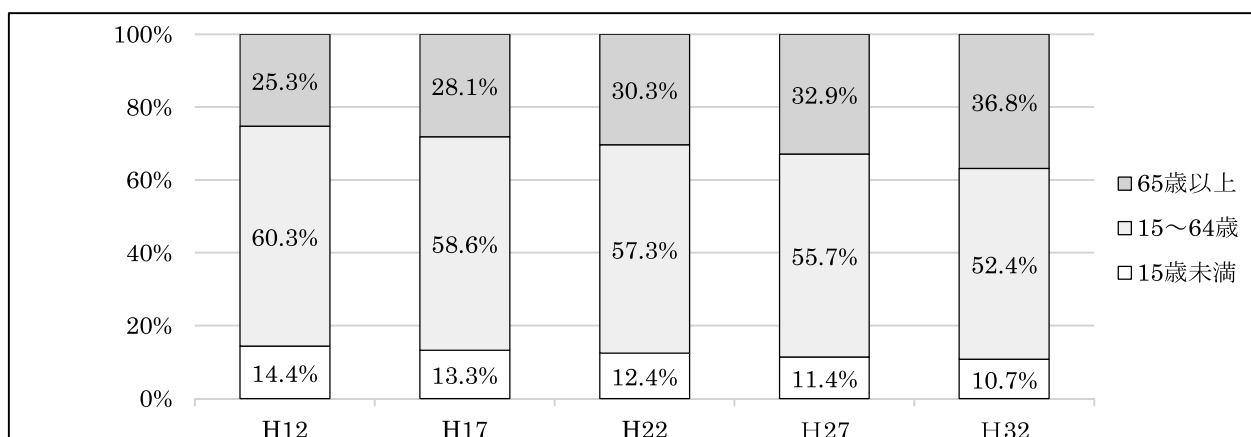
その一方で、一人の女性が一生の間に出産する子どもの人数を表す数値である合計特殊出生率は、一関市 1.58、岩手県 1.46、全国 1.43 という状況にあり、一関市は、県平均、全国平均を上回っているものの、人口を維持するために必要とされている基準値 2.07 を下回っています。

これらのことから、総人口が減少する中で、年少人口の減少と高齢者人口の増加による少子高齢化の傾向が顕著となっていると言えます。

### 【 年齢3階層人口推移 】



### 【 年齢3階層人口割合の推移 】



資料：国勢調査、一関市住民基本台帳

注1：12年、17年、22年の調査では年齢不詳があったため合計が総人口に一致しません。

注2：27年は、一関市住民基本台帳（平成27年10月1日現在）によります。

注3：32年は、一関市人口ビジョンによる推計人口です。

### 【 高齢化率と合計特殊出生率 】

(平成25年)

区分	高齢化率	合計特殊出生率
一関市	31.6%	1.58
岩手県	28.7%	1.46
全国	25.1%	1.43

注1：高齢化率については、一関市は岩手県人口移動報告年報、岩手県、全国は総務省統計局「人口推計」によります。

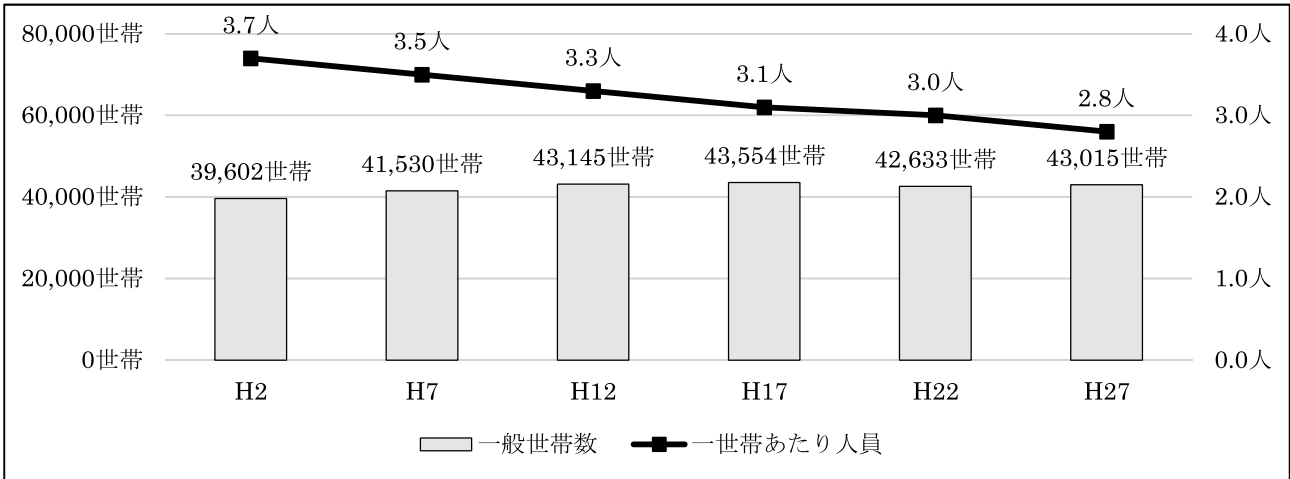
注2：合計特殊出生率については、岩手県保健福祉年報、厚生労働省「人口動態統計」によります。

## 2 世帯の状況

### (1) 世帯数と1世帯あたり人員の推移

市の総世帯数は、平成2年で39,602世帯でしたが、平成12年には43,145世帯となり、人口の減少と相反して年々増加を続けていました。平成22年には42,633世帯と減少に転じましたが、平成27年には43,015世帯となり増加しています。

【世帯数と1世帯あたり人員の推移】

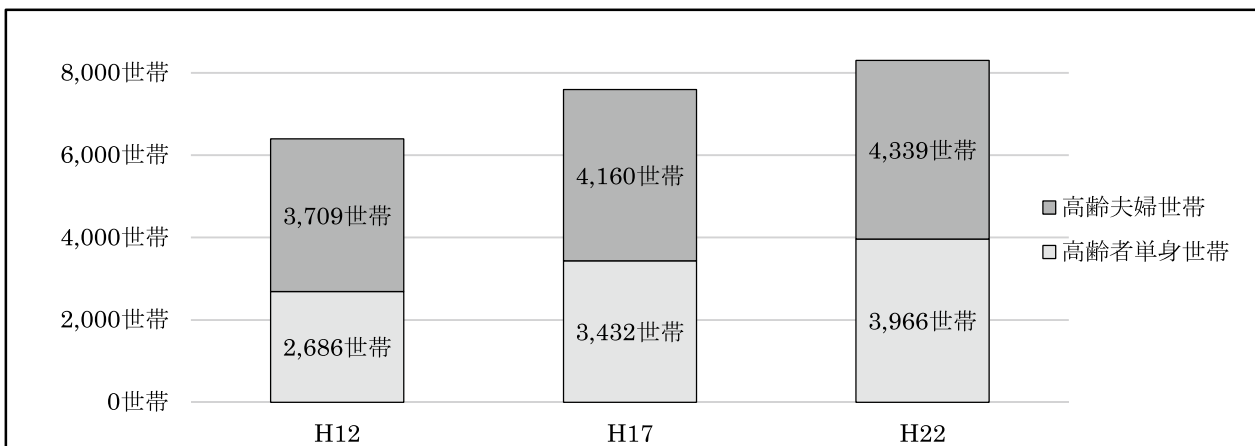


資料：国勢調査

### (2) 高齢者世帯の推移

65歳以上の人のみで構成される高齢者世帯の状況を見ると、単身世帯（一人暮らし世帯）、夫婦世帯とも増加を続けています。平成12年と平成22年の比較では、単身世帯が2,686世帯から3,966世帯に、夫婦世帯が3,709世帯から4,339世帯となっており、高齢者世帯の一般世帯に占める割合は14.8%から19.5%に増加しています。

【65歳以上の単身世帯数・夫婦世帯数の推移】



資料：国勢調査

### 3 障がい者の状況

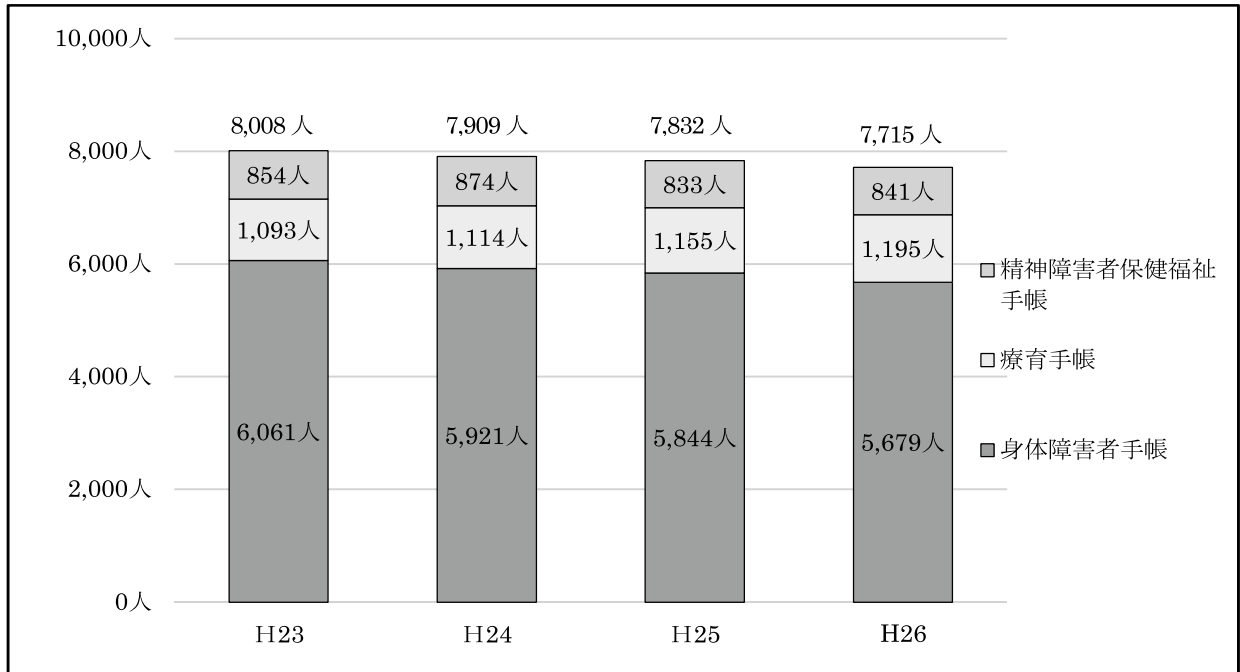
障がい者手帳を所持している人の数は、平成26年4月1日現在で7,715人であり、一関市の総人口の6.1%となっています。

障がい別では、身体障害者手帳所持者5,679人、療育手帳（知的障がい者のための手帳）所持者1,195人、精神障害者保健福祉手帳所持者841人となっており、身体障害者手帳所持者が最も多く全体の約73%を占めています。その中で肢体不自由の人が最も多く、次いで内部障害、視覚障害、聴覚平衡機能障害の順となっています。

手帳所持者総数の推移では、年々減少していますが、総人口も減少している背景もあり、人口に対する手帳所持者の割合の推移から見ると概ね6%を占めており、大きな変化はみられません。

各手帳所持者数の年度別の推移では、身体障害者手帳は年々減少、療育手帳は年々増加、精神障害者保健福祉手帳所持者数は横ばいの傾向にあります。

#### 【 各手帳所持者の推移 】



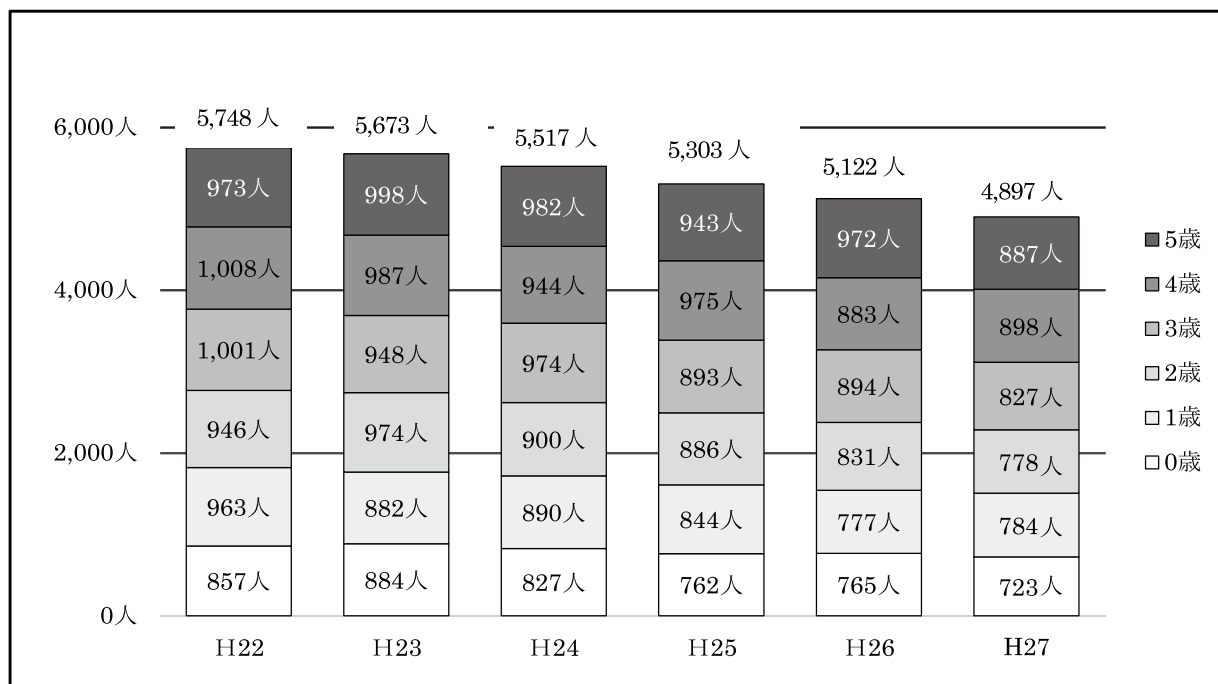
資料：一関市、一関市住民基本台帳（各年度4月1日現在）



#### 4 就学前児童の状況

平成22年4月1日現在の就学前児童数（5歳以下の児童数）は、5,748人でしたが、年々減少し少子化の傾向を示しています。平成27年には、平成22年から851人が減少し4,897人となっています。

【 就学前児童数の推移 】



資料：一関市住民基本台帳（各年3月末現在）

注1：幼稚園、保育園入所児童数には、認定こども園の幼稚園部門、保育所部門の入所児童を含みます。

【 幼稚園・保育所入所児童状況 】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
幼稚園	1,245人	1,226人	1,275人	1,231人	988人	990人
保育所	2,025人	2,136人	2,253人	2,261人	2,406人	2,420人

資料：一関市（各年5月1日現在）

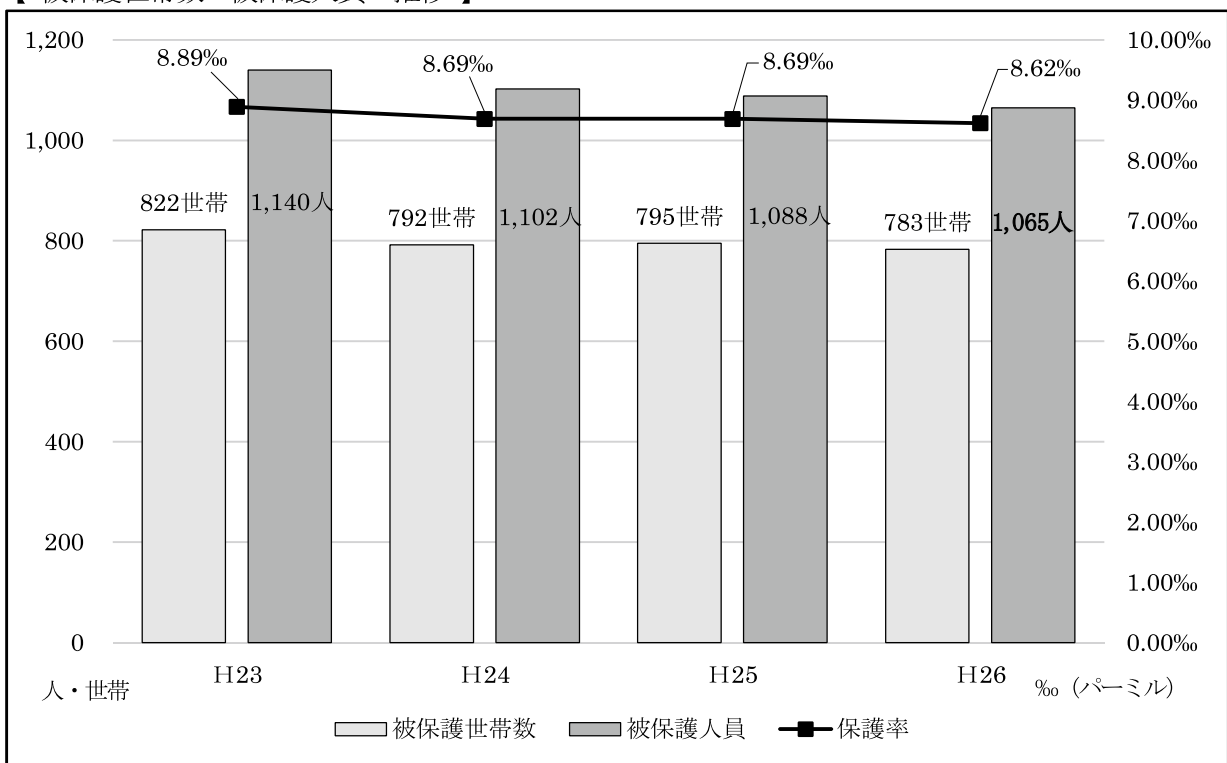
5 生活保護の状況

生活保護は、何らかの事情により真に生活に困窮した場合に、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ることを目的とした制度です。

当市における平成26年度末の保護の状況は、被保護世帯数783世帯、被保護人員1,065人で、ここ数年間は減少傾向にあります。

また、人口千人当たりの被保護人員を表す保護率も下降を続け、平成26年度末では8.62%となっています。当市の保護率を同年度の岩手県や全国と比較してみると、岩手県の11.03%及び全国の17.1%を大きく下回っている状況にあります。

【 被保護世帯数・被保護人員の推移 】



資料：一関市 各年度末現在の人数  
 ※ % (パーミル) は、千分率で人口千人比

【 生活保護率の推移 】

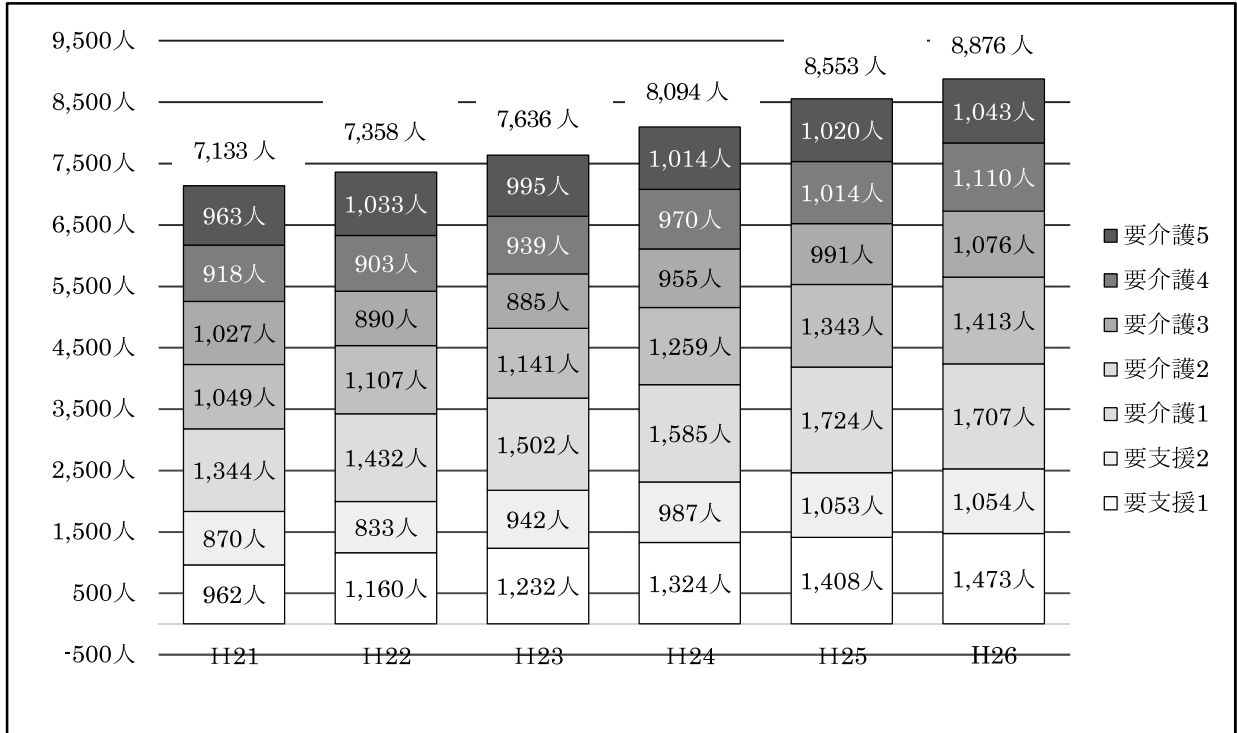
(単位：%)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一関市	8.89	8.69	8.69	8.62
岩手県	11.11	11.19	11.03	11.03
全国	16.2	16.7	17.0	17.1

## 6 介護保険の状況

平成21年度現在では、介護保険の要介護（要支援）認定者は7,133人で、認定率が18.3%でしたが、平成26年度では8,876人で認定率は22.1%に上昇しています。なかでも、要支援1の認定者が962人から1,473人に増加しています。

【 要支援・要介護者の推移 】



資料：一関地区広域行政組合（各年度末）

## 7 民生委員・児童委員の活動

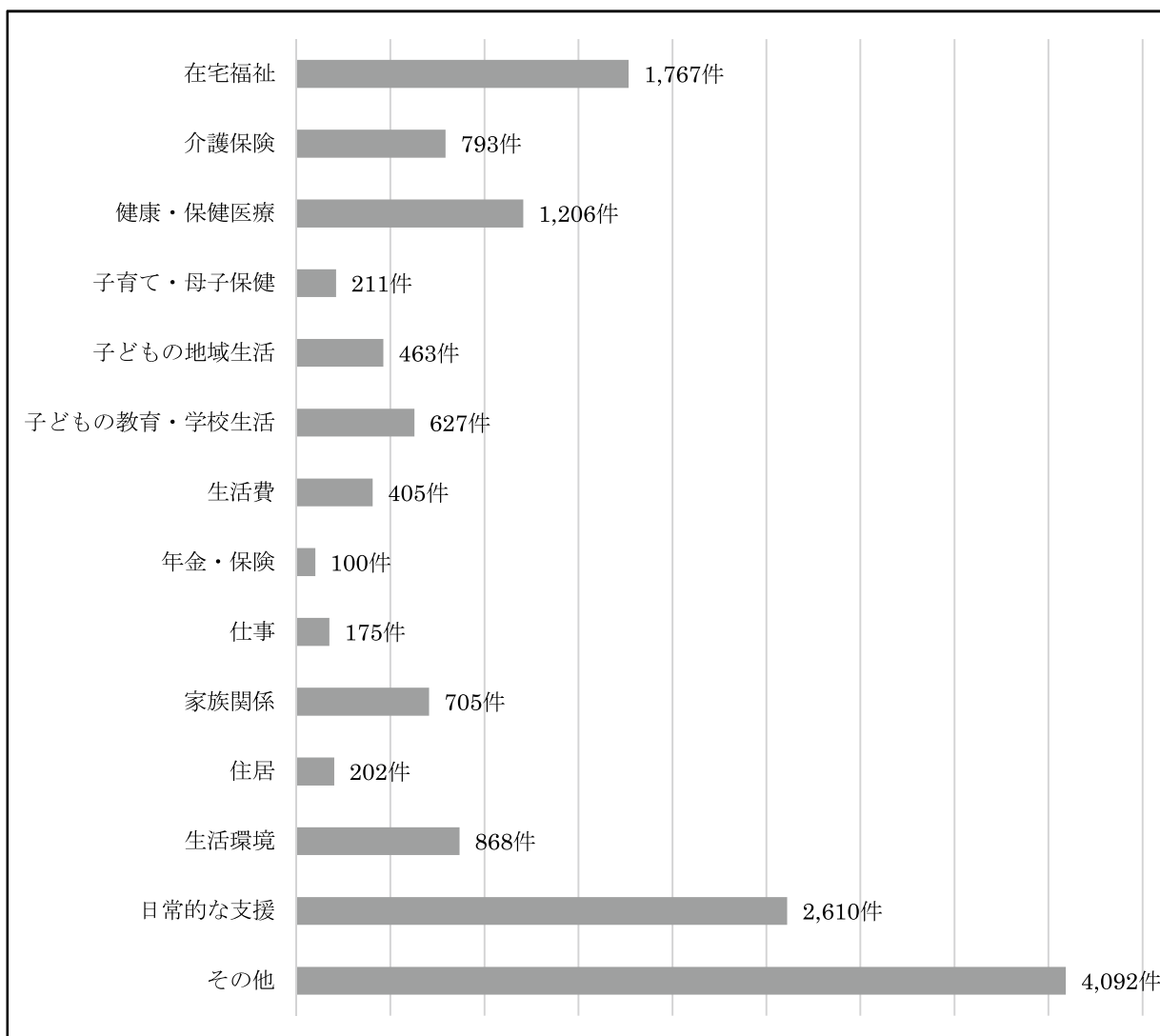
民生委員は、厚生労働大臣の委嘱により、地域住民の様々な相談に応じ、必要な助言や援助を行い、関係機関との連携や協力により、社会福祉の増進を図るために活動しています。

民生委員は、児童委員も兼ね、地域の児童福祉に関する援助も行っています。また、平成6年からは主として、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が委嘱されています。

民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）は、市内のすべての地区に配置されており、一関市では390人の民生委員・児童委員が活動しています。また、それぞれ地区ごとに法定の民生児童委員協議会が組織されており、各民生委員・児童委員は、それぞれの担当区域を含む民生児童委員協議会に属し、委員間の連携や、地域情報の共有、相談・援助に関する検討などを行い、福祉活動の推進に努めています。

平成26年度の相談・支援件数は14,224件で、その内容は多岐にわたります。

【 民生委員・児童委員の相談・支援件数（平成26年度） 】



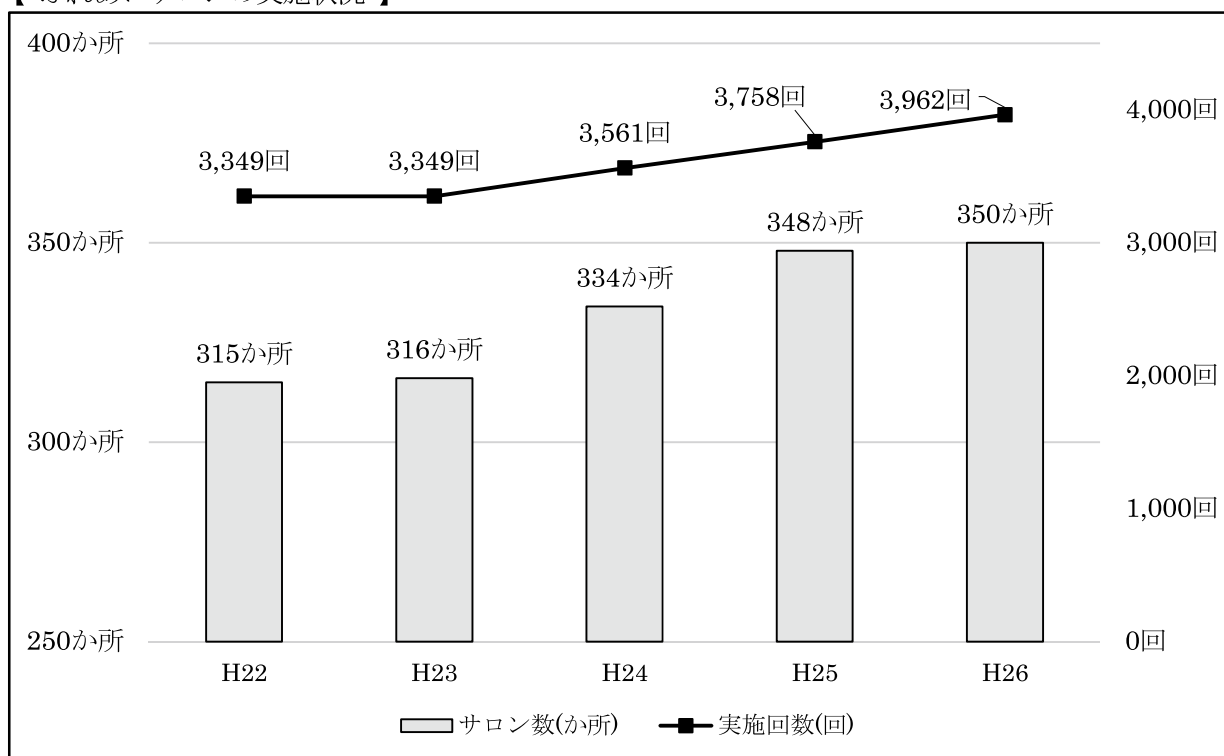
資料：一関市

### 8 ふれあいサロンの実施状況

高齢者の生きがいをづくりや交流などを目的とした、ふれあいサロンの実施か所数は、平成26年度は350か所、実施回数は3,962回となっており、実施か所数、実施回数ともに増加傾向にあります。

平成22年度の実績と比べると35か所、613回の増となっています。

【 ふれあいサロンの実施状況 】



資料：一関市社会福祉協議会

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念 誰もが支え合い みんなが安心して暮らせるまちづくり

### 2 基本方針

誰もが住みなれた地域で、年齢や性別、心身の障がいの有無に関わりなく、お互いの個性や尊厳を認め合い、共に生活するという考え方に基づいた地域社会を実現するためには、市民相互が理解し、共に支え合っていくことが重要です。

そのために、市民一人ひとりや、自治会、ボランティア団体・NPO等の関係団体、福祉事業者、地域協働体など、多様な主体の協働により、地域福祉の担い手の育成と支え合いが実践されるとともに、多様なサービスの充実により、安心して暮らすことができる地域の実現を目指します。

### 3 基本目標

#### (1) 地域福祉を担う人づくり

地域福祉の推進は、地域づくりやそのための人づくりともいえます。一人ひとりが地域の一員としての自覚を持ち、地域や人を思いやる心を育みながら、地域福祉を担う人づくりを推進します。

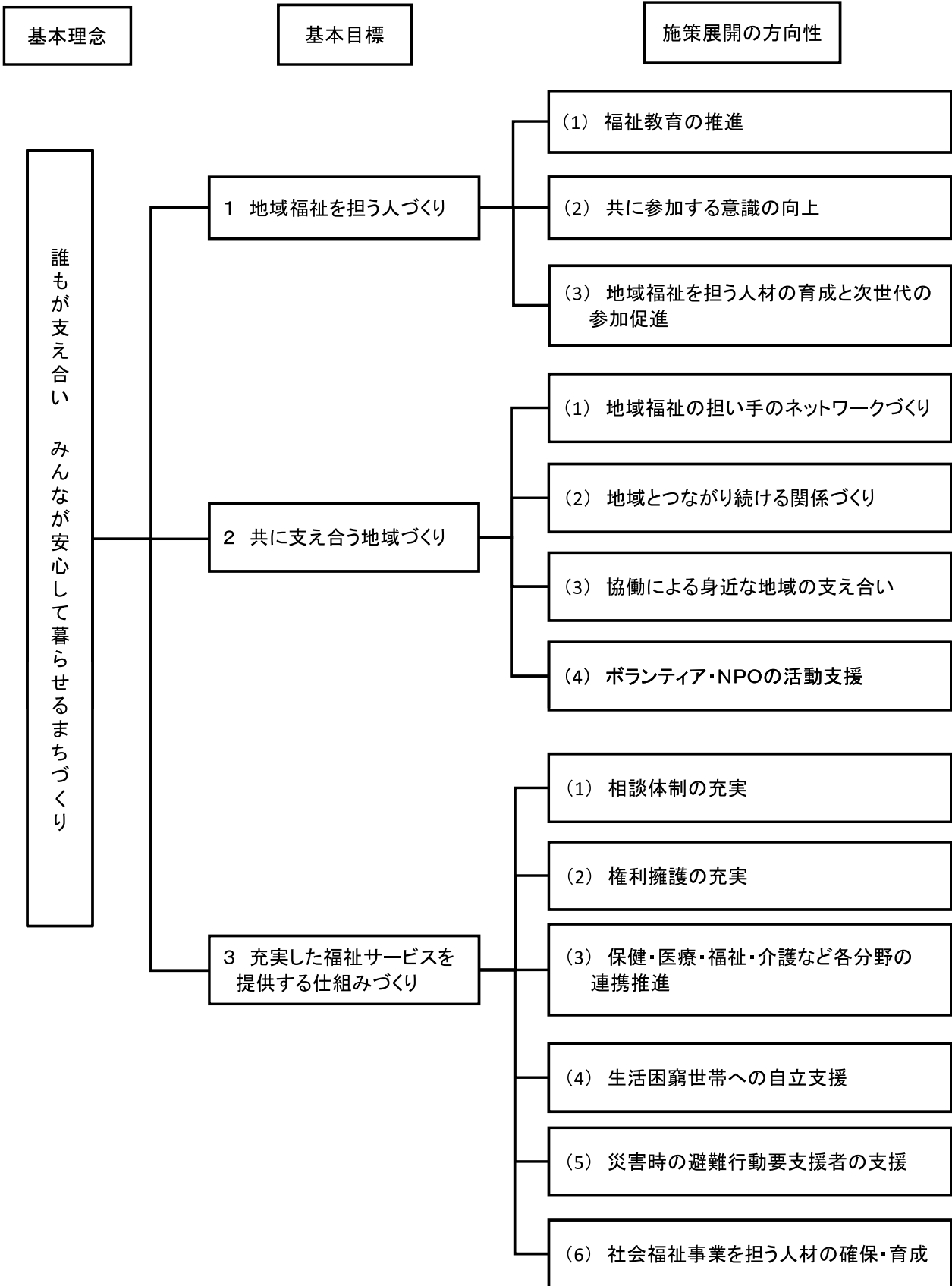
#### (2) 共に支え合う地域づくり

様々な協働の形をつくり、行動することによって、支え合いの仕組みが実践される住み良い地域づくりを推進します。

#### (3) 充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり

福祉サービスの充実を図り、支援を必要とする人が、適切かつ確実に福祉サービスを受けられるとともに、サービス利用者の権利が尊重され、必要なサービスが利用しやすい仕組みづくりを推進します。

4 施策の体系







---

第2部

各論

---

## 第1章 施策の展開

### 1 地域福祉を担う人づくり

#### (1) 福祉教育の推進

##### 現状と課題

- ① 近年、少子高齢化や核家族化など家族形態の多様化により、家庭の中で、高齢者との関わりをもつ機会が少なくなってきました。また、地域社会でも交流の機会が減少しており、思いやりやいたわりといった、お互いを思う気持ちを育む機会が少なくなっています。

このことから、子どもから大人まで、すべての人が相手を思いやる気持ちを育んでいくことが重要であり、認知症高齢者や障がい者など、支援が必要な人を理解する取り組みが必要です。

##### 施策の展開

- ① 家庭や地域、職場などにおいて、様々な機会をとらえ、交流や体験機会を充実し、福祉に関する知識の普及など福祉教育を推進します。特に、子どもが高齢者や障がい者と交流し、ふれ合うことは、お互いを理解し、支え合う心を育むことにつながることから、保育所・幼稚園や学校で、高齢者や障がい者などとの交流機会の充実に努めます。

##### それぞれの役割

市 民	<p>① 地域、職場等で、高齢者や障がい者などとの交流を通じた学習機会の充実に努めます。</p> <p>② 家庭において、福祉について話し合う機会をもちます。</p>
福祉事業者	<p>① ボランティアの受け入れや体験学習の場を提供します。</p>
社会福祉協議会	<p>① 児童生徒が福祉活動に取り組むきっかけとなる体験プログラム・福祉学習プログラムの充実に図ります。</p> <p>② 福祉事業者と連携し、要援護者の理解を深める学習を推進します。</p>
行 政	<p>① 保育所・幼稚園や学校で、高齢者や障がい者などとの交流機会の拡充や福祉教育を推進します。</p> <p>② 社会福祉協議会等と連携し、各種講演会、学習会などを開催します。</p>

(2) 共に参加する意識の向上

**現状と課題**

- ① 地域福祉においては、市民がお互いに認め合い、共に支え合うことによって、安心して暮らせる地域社会を創ることができるということを理解する必要があります。
- ② 社会福祉施設の利用者も地域社会の一員です。地域と施設利用者との交流を促進し、お互いが地域社会の一員であるとの理解を深めるとともに、共に社会参加する意識を高める必要があります。

**施策の展開**

- ① それぞれが抱える課題について、自分のこととして考える気持ちを育むことが大切であり、当事者や関係団体等を交えて、お互いを理解し、社会参加する意識を高めます。
- ② 地域や社会福祉施設で行われる行事等への相互の参加や交流の機会を通じ、共に参加する意識を高めるとともに、お互いが地域社会を担う役割を持てる関係づくりを支援します。

**それぞれの役割**

市 民	① 障がいの有無や年齢に関わりなく、お互いを尊重する気持ちを持ち、すべての人が交流できるように努めます。
福祉事業者	① 利用者と市民が相互に触れ合う機会の創出に努めます。
社会福祉協議会	① 地域福祉の取組について、広報紙、ホームページ等で広く周知します。
行 政	① 地域福祉計画の趣旨について、広報紙、ホームページ等で広く周知します。 ② 福祉まつり等の交流の機会を充実します。

### (3) 地域福祉を担う人材の育成と次世代の参加促進

#### 現状と課題

- ① 地域福祉の主役は市民であり、市民の参画は不可欠なものです。しかしながら、近年の少子高齢化や人口減少、社会構造の変化などにより、地域福祉を担うリーダーの固定化や担い手の不足から、意欲を持つ人を発掘・育成するための仕組みづくりが必要となっています。
- ② 地域においては、担い手が不足しているという意見がある一方、高校生などの将来を担う世代は、自分の住んでいる地域に関心を持ち、地域の一員として参加したいという意見をもっています。このことから地域と若者（学校）とを結びつける仕組みづくりが必要です。

#### 施策の展開

- ① 生活課題の発見や課題解決など、地域福祉活動や地域づくり活動への参加を通じ、意欲を持つ人の発掘と育成に努めます。
- ② 様々な世代の参加を促進するため、世代間交流に参加しやすい環境づくりを支援します。
- ③ 学校と地域や関係団体が結びつき、若い世代が参加しやすい交流機会の創出を支援します。

#### それぞれの役割

市 民	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 自治会など地域で行われる行事等は、広報紙などで情報発信を行います。</li> <li>② 若者をはじめとする各年代に応じた役割を設けるなど、世代間交流を進めます。</li> </ol>
福祉事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 専門的な人材の派遣、情報提供を行い、地域福祉を担う人材の育成に協力します。</li> <li>② ボランティア活動に関する情報を提供するとともに、積極的な受け入れを推進します。</li> </ol>
社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 行政と連携し、人材育成に関する講座等を開催します。</li> <li>② 老人クラブ活動やふれあいサロン事業、子育てサロン事業など、様々な活動を通じて、世代間交流を推進します。</li> <li>③ 行政や学校と連携し、世代間交流を推進します。</li> </ol>
行 政	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域づくり、生涯学習等の各分野と連携し、講座等への参加を呼びかけます。</li> <li>② シニア活動プラザ等関係機関と連携し、高齢者の社会参加を促進します。</li> <li>③ 社会福祉協議会や学校と連携し、世代間交流を支援します。</li> </ol>

## 2 共に支え合う地域づくり

### (1) 地域福祉の担い手のネットワークづくり

#### 現状と課題

- ① 誰もが地域で安心して暮らし続ける環境づくりを進めるためには、日頃から、地域福祉を推進する様々な団体、組織が交流・連携し、情報の共有や課題解決を行うためのネットワークの構築が必要です。

#### 施策の展開

- ① 活動内容や目的に応じて、地域福祉を推進するための担い手の交流を図り、情報及び社会資源の共有などを促進します。

#### それぞれの役割

市 民	① 自治会活動などに積極的に参加します。
福祉事業者	① 担い手のネットワークに参加し、情報の共有を図ります。
社会福祉協議会	① 活動団体同士の交流促進を図り、担い手のネットワークづくりに努めます。 ② 担い手のネットワークにより、情報の共有を図ります。 ③ 地区福祉活動推進協議会等の組織づくりや活動の支援を図ります。
行 政	① 社会福祉協議会と連携し、担い手のネットワークづくりを支援します。

## (2) 地域とつながり続ける関係づくり

### 現状と課題

- ① 少子高齢化、核家族化の進展やプライバシー意識の高まりなど、人間関係が希薄化し、地域内でのコミュニケーションがとりにくくなっていることから、個人が抱える深刻な課題が周りの人に伝わらず、その情報がどこにも届かない事例があります。

このことから、年齢、障がいなど様々な要因により、社会的に孤立することのないよう、地域とのつながりを持ちながら、安心して暮らし続けられるように支援する必要があります。

### 施策の展開

- ① 要介護状態や障がいなどに関わりなく、地域とのつながりを保ち続けられる取り組みを支援します。
- ② 福祉事業者や社会福祉協議会、民生委員・児童委員などと連携し、日常的な「見守り」活動を通じ、地域での孤立防止を図ります。

### それぞれの役割

市 民	① 普段からコミュニケーションを深め、あいさつ、声かけ、見守りなどを行います。
福祉事業者	① 課題を抱えていたり、孤立しそうな高齢者や障がい者の情報を行政や関係機関と共有を図ります。
社会福祉協議会	① 高齢者の引きこもり防止や生きがいづくり、障がい者などとの交流を目的とした、ふれあいサロン等の充実を図ります。 ② 市民、福祉事業者や行政と連携した見守り活動の推進や、日常の生活支援などに取り組みます。
行 政	① 社会福祉協議会と連携し、ふれあいサロンなど誰もが気兼ねなく集まれる機会の提供に努めます。 ② 社会福祉協議会や市民、福祉事業者や民生委員・児童委員と連携して「見守り活動」などを推進し、生活上の問題を抱えている人の早期発見に努めます。

(3) 協働による身近な地域の支え合い

**現状と課題**

- ① 地域で抱える課題は、その地域によって異なります。そこに住む市民が自らの地域の現状を把握し、課題を発見し、自ら解決する取り組みを推進する必要があります。
- ② ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加に加え、地域全体の人口減少や高齢化により、支え手の減少と人間関係の希薄化が進んでいます。家事、通院や買い物の際の移動手段の確保や除雪など、生活上の課題が発生していることから、その解決に向けた取り組みが必要となっています。
- ③ 近年、核家族化や地域コミュニティの希薄化が進むなか、子育てに対する不安やストレスを抱える方が増加傾向にあります。このため、地域全体で、子育て家庭を支えることが必要となっています。

**施策の展開**

- ① 地域の個性や資源を活かしながら、地域で実践している自主的な活動を支援し、住民主体の地域づくりの取り組みを促進します。
- ② ひとり暮らし高齢者の増加などにより、多様化する福祉課題に対応するため、これまでの福祉サービスだけでなく、社会資源（サービス）の開発・提供を推進します。
- ③ 地域の人たちが子育てへの関心や理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、地域ぐるみでの子育てに関する意識啓発に努めます。

**それぞれの役割**

市 民	① 自治会など様々な組織で、地域課題の発見や自ら解決する取り組みを推進します。
福祉事業者	① これまでのノウハウを活用しながら、地域の生活課題の早期発見、早期解決に協力します。 ② 新たな地域福祉活動に協力し、社会資源（サービス）の開発と提供に努めます。
社会福祉協議会	① 市民、福祉事業者、行政と協働し、地域課題に応じた地域福祉活動、社会資源（サービス）の開発と提供を行います。 ② 子育てサロンを充実し、育児の不安解消や仲間づくりを図ります。
行 政	① 市民、福祉事業者、社会福祉協議会と連携し、課題の発見と課題解決にむけた新たな社会資源（サービス）の開発と提供を支援します。 ② 教育・保育施設等における地域行事への積極的な参加や、文化伝承活動の取り組みなどを通じ、地域ぐるみでの子育てに関する意識啓発に努めます。

#### (4) ボランティア・NPOの活動支援

##### 現状と課題

- ① 自治会などによるボランティア活動や、新たな地域課題に対応したNPOなどのテーマ型ボランティア活動には、会員の高齢化や会員数の減少が進んでいるところもあり、若年層・勤労者層の参加が求められています。
- ② ボランティア育成を目的とした各種講座の参加者の中には、実際の活動に結びついていない状況も見受けられるため、具体的な役割や活動に結びつけることが求められています。
- ③ これまでのボランティア活動が、多様化する課題やボランティアニーズの期待に十分に答えられていないとの声もあることから、ニーズの把握と活動のコーディネートが必要です。

##### 施策の展開

- ① 市民のボランティア活動に対する関心を高めるため、ボランティアセンターの周知や、ボランティア養成講座の開催を通じ、ボランティア登録を推進するなど、あらゆる年代層がボランティア活動に参加する機会の充実に努めます。
- ② ボランティアニーズの把握や地域課題の解決に向け、ボランティア団体や福祉活動を行うNPOの育成を支援します。
- ③ ボランティアセンターと連携し、ボランティアニーズと活動のコーディネートを推進します。

##### それぞれの役割

市 民	① ボランティア体験学習に積極的に参加し、活動への理解を深めます。 ② 様々なボランティア活動に積極的に参加します。
福祉事業者	① ボランティアの受入や体験学習の場を提供します。
社会福祉協議会	① ボランティアセンターの周知を図ります。 ② ボランティア活動に親しむための研修、講座を開催します。 ③ 地域課題等に対応したテーマ型ボランティアなど、新たなボランティア活動を提案します。 ④ NPOなど様々な団体とのネットワークの充実を図ります。 ⑤ ボランティアニーズを把握し、活動とのコーディネートの充実を図ります。
行 政	① 社会福祉協議会と連携し、学校、市民センターなどで、ボランティアに関する研修、講座を開催します。 ② 社会福祉協議会と連携し、地域課題等の解決などに対応したボランティアやNPOの育成を支援します。 ③ ボランティアニーズの把握など、ボランティアセンターの運営を支援します。



### 3 充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり

#### (1) 相談体制の充実

##### 現状と課題

- ① 介護、育児、虐待、生活困窮など生活課題の多様化、複雑化に対応し、行政や関係機関で設置している高齢、障がい、子育て等の各分野の相談窓口の連携や、専門機関との連携強化が必要です。
- ② 相談に至らない人を早期に発見するとともに、全ての人が気軽に相談できる体制や必要な情報を容易に入手できるよう、相談窓口のより一層の周知を図ることが必要です。
- ③ 生活相談は、身近な相談者である民生委員・児童委員などにより担われている部分が多く、民生委員・児童委員の負担軽減や活動しやすい環境整備が求められています。

##### 施策の展開

- ① 高齢、障がい、子育て、生活困窮対策など各相談窓口の連携や専門機関との連携強化を進め、情報の共有化を図り、必要な支援やサービスが提供されるよう努めます。
- ② 各相談窓口の周知を図り、市民にわかりやすい情報提供に努めます。
- ③ 市民の身近な相談者である民生委員・児童委員が活動しやすい環境をつくるとともに、活動内容の周知を図り、支援が必要な人の情報収集に努めます。

##### それぞれの役割

市 民	① 支援が必要と思われる人に対して、民生委員・児童委員や各相談窓口にご相談するよう勧めます。
福祉事業者	① 広く相談を受け、専門の相談窓口につながります。
社会福祉協議会	① 地域における身近な相談の場の充実強化を図ります。 ② 民生委員・児童委員、福祉事業者、ボランティア・NPOとの連携や情報共有を図ります。 ③ 地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、生活困窮者自立相談支援窓口などの各相談窓口の充実を図ります。 ④ 行政や民生委員・児童委員と連携し、地域の生活課題の把握や支援を共に行い、地域福祉の新たな担い手となる「地域福祉推進員（仮称）」の設置を検討します。
行 政	① 地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、子育て支援センター、生活困窮者自立相談支援窓口など各相談窓口の連絡会議を開催するなど、連携を強化するとともに、相談者の実態に合わせ情報の共有を図ります。 ② 各相談窓口について、広報紙やホームページなどで複合的な情報発信を行います。 ③ 地域福祉の新たな担い手について、社会福祉協議会や民生児童委員協議会などと連携しながら検討を進めます。 ④ 民生児童委員連絡協議会と連携し、活動広報紙の発行などを通じ、民生委員・児童委員の活動内容を広く周知します。

## (2) 権利擁護の充実

### 現状と課題

- ① 福祉サービスが必要であるにもかかわらず、判断能力等が十分でないために適切な利用手続き等ができず、サービスを利用できない人がいます。そのような人を福祉サービスの利用に結びつけるための支援が求められています。
- ② 成年後見制度をはじめとする権利擁護事業については、制度の普及が不十分であったり、後見人の不足等の理由から、制度利用がなかなか進まない状況にあります。

### 施策の展開

- ① 一人ひとりに寄り添いながら解決に導いていく相談体制を強化し、身近な相談の場づくりと、関係機関団体のネットワークを最大限に活かし、福祉サービスの利用促進に努めます。
- ② 認知症高齢者や障がい者等の権利を擁護するため、日常生活自立支援事業や成年後見制度など権利擁護事業の仕組みを周知し、その普及・啓発に努めます。

### それぞれの役割

市 民	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 自分の意思をはっきりと伝えられなかったり、様々な手続きを行えない人の情報を関係機関に連絡します。</li> <li>② 研修会等に積極的に参加し、権利擁護の理解に努めます。</li> </ol>
福祉事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 関係機関と連携を図り、制度利用の支援に努めます。</li> </ol>
社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 日常生活自立支援事業の取り組みを通じ、成年後見制度への移行も含め、認知症高齢者や障がい者等の権利擁護を進めます。</li> <li>② 成年後見制度の相談機能の充実に努めます。</li> <li>③ 行政等と連携し、成年後見制度の研修会等を開催します。</li> </ol>
行 政	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 民生委員・児童委員、福祉事業者等との連携強化により、支援を必要としている人の情報の共有を図ります。</li> <li>② 社会福祉協議会等と連携し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知、及び研修会を開催します。</li> <li>③ 市民後見人等の育成について、検討を進めます。</li> </ol>

(3) 保健・医療・福祉・介護など各分野の連携推進

現状と課題

- ① 要援護状態となっても、長年住み慣れた地域で、安心して、その人らしい生活を送ることができるようにするためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを組み合わせて継続的に提供する仕組みである「地域包括ケアシステム」の構築が必要となっています。

施策の展開

- ① とともに支え合い安心して暮らせる地域づくりのため、保健・医療・福祉・介護の関係機関・団体の連携のもとに、住民相互の支え合いを基本とした地域全体で要援護者を支える体制づくりを推進します。
- ② 他職種間の連携により、各種サービスが適切に利用できるよう総合的なケアマネジメントの実施を推進します。

それぞれの役割

市 民	<p>① お互いの助け合い、支え合いを推進します。</p> <p>② よりよい在宅生活を送ることができる環境を、社会福祉協議会等と共に検討します。</p>
福祉事業者	<p>① 保健・医療・福祉・介護の関係機関・団体は地域包括ケアシステムの構築に協力します。</p> <p>② 他職種との情報交換・連携を強化するとともに、お互いの業務について理解を深めます。</p> <p>③ それぞれの事業所が提供している福祉サービスについて、わかりやすい内容で情報発信します。</p>
社会福祉協議会	<p>① 市民参加型の在宅福祉サービス等の必要性に応じ、地域住民の組織化を促します。</p>
行 政	<p>① 保健・医療・福祉・介護などの関係機関の連絡会議や研修会の開催を通じて、各分野との連携強化を推進します。</p> <p>② 地域の課題に対応した、総合的なケアマネジメントが提供できるよう、関係機関・団体との連携を推進します。</p>

#### (4) 生活困窮世帯への自立支援

##### 現状と課題

- ① 生活に困窮している人を早期に発見し、困窮状態の悪化防止と自立に向けた手立てや取り組みが求められます。
- ② 様々な事情により生活に困窮している人、あるいは困窮するおそれのある人に対し、生活課題に応じ、自立のための支援や関係機関との連携による支援が必要です。

##### 施策の展開

- ① 広く相談窓口の周知を行うほか、民生委員・児童委員をはじめハローワークなどの関係機関、行政の関係部署が連携し、支援が必要な人の把握に努め、生活が困窮している世帯に対しては適切な相談機関へつなげます。
- ② 生活保護受給世帯や生活困窮者一人ひとりに応じて、就労・家計相談支援など、自立に向けた支援を推進します。

##### それぞれの役割

市 民	① 支援が必要と思われる人に対し、民生委員・児童委員や自立相談支援窓口にご相談するよう勧めるとともに、孤立しないよう見守ります。
福祉事業者	① 支援が必要と思われる人に対し、自立相談支援窓口にご相談するよう勧めます。
社会福祉協議会	① 生活困窮者自立支援事業の実施を通じ、生活困窮者の自立と尊厳の確保、自立支援に必要な地域づくりを行います。 ② 生活福祉資金の貸付斡旋のほか、自立相談支援事業を通じて、ハローワークや地域若者サポートステーション、行政と連携し、困窮者の自立に必要なプラン策定と支援を行います。
行 政	① 市が社会福祉協議会に委託し設置している「生活困窮者自立相談支援窓口」について、ホームページや広報紙、FMあすもなどにより複合的な周知を図るとともに、誰もが気軽に相談できる体制づくりを進めます。 ② 生活保護担当課及び関係部署、ハローワーク、地域若者サポートステーション、社会福祉協議会などと連携し、困窮者からの相談・情報を共有します。 ③ 複雑化、困難化した課題については、市の関係部署や関係機関等で構成する「支援調整会議」を開催し、自立を支援します。

(5) 災害時の避難行動要支援者の支援

**現状と課題**

- ① 災害の際、自ら避難が難しい方（避難行動要支援者）の名簿作成が義務付けられ、名簿作成と避難支援を行う関係者（避難支援等関係者）への情報提供を行っています。災害時の支援が有効に機能するよう、平常時からの取り組みを推進する必要があります。
- ② 災害時は、社会福祉協議会と連携して災害ボランティアの受け入れを図るなどし、支援を必要とする避難者への対応が求められています。
- ③ 介護施設等の協力により福祉避難所を開設して、支援を必要とする避難者の受け入れを行うなど、福祉的な支援を必要とする人への環境整備が求められています。

**施策の展開**

- ① 災害時における避難支援が円滑に行われるよう、自主防災組織等と連携した防災学習や防災訓練等の実施を促進し、市民一人ひとりの防災意識の高揚や知識の普及に努めます。
- ② 災害ボランティアセンターの開設に向け、社会福祉協議会との連携を図ります。
- ③ 福祉避難所の円滑な設置・運営ができるよう社会福祉法人等との連携強化を図ります。

**それぞれの役割**

市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害時に支援が必要と思われる人に対して、日頃から声がけを行います。</li> <li>② 要支援者一人ひとりに応じた避難支援方法の検討（個別の支援計画の作成）を進めます。</li> <li>③ 防災学習会や防災訓練を企画・実施し、防災意識の高揚と知識の普及に努めます。</li> </ul>
福祉事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 福祉避難所の設置に協力するとともに、円滑な運営ができるよう社会福祉協議会や行政と連携を強化します。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害時の助け合いの意識の醸成を進め、平常時の支援体制を構築します。</li> <li>② 災害ボランティアセンターを設置し、被災者への支援対応を行います。</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害時に支援が必要な人の把握に努め、避難行動要支援者名簿の作成と避難支援等関係者への情報提供を行い、要支援者一人ひとりに応じた避難支援方法の検討（個別の支援計画の作成）を推進します。</li> <li>② 自主防災組織等や要援護者が参加する防災訓練の実施を推進し、防災意識の高揚と地域における支え合い体制の構築を進めるとともに、お互いの理解を深める取り組みを推進します。</li> <li>③ 災害時における被災者支援や、二次災害の予防を図るため、社会福祉協議会や福祉事業者、岩手県災害派遣福祉チーム等の関係機関との連携を強化します。</li> </ul>

## (6) 社会福祉事業を担う人材の確保・育成

### 現状と課題

- ① 少子高齢化の進行に伴い、福祉サービス対象者が増加する一方、介護職など福祉職を目指す学生が減少しており、社会福祉事業を担う人材の確保や定着を図ることが求められています。
- ② 充実した福祉サービスを提供するためには、従事する人材の育成を図るための支援が必要です。

### 施策の展開

- ① 中高生をはじめとする市民に対し、介護職等の魅力ややりがいなどを啓発し、将来の社会福祉事業を担う人材の確保を推進します。
- ② 介護職等を目指す学生等に対し、資格取得の支援や、就労につながるきっかけづくりに取り組みます。
- ③ 介護事業所などの職員に対して研修会等の機会を提供するなどし、質の高い福祉サービスを提供できる人材の確保・育成や職員の意欲向上に向けた取り組みを推進し、人材が定着する職場環境づくりを支援します。

### それぞれの役割

市 民	① 福祉施設での就労体験やボランティア活動等を通じ、福祉の仕事に対する理解を深めます。
福祉事業者	① 将来のキャリアが見通せる職場環境の整備と、職員の意欲を向上させる取り組みを推進します。 ② 中高生の職業選択の観点から、ボランティアや就労体験などを積極的に受け入れます。
社会福祉協議会	① 大学生や専門学校生等の実習指導について、積極的に取り組みます。
行 政	① 社会福祉事業の魅力ややりがいを伝えるため、市民向けの講座や、学校等と連携した職場体験や出前講座、高校生等のワークショップを開催します。 ② 介護職等を目指す学生等に対し、資格取得のための経済的な支援を検討します。 ③ 社会福祉施設の職員を対象とした、各種研修や交流会等を開催します。

## 第2章 計画の推進体制

### 1 計画の周知・普及

#### (1) 広報紙、ホームページ等での周知

地域福祉を推進していく上で、計画の目指す理念や取り組みについて、市民、福祉事業者、社会福祉協議会、行政など、すべての担い手が共通の理解をもつ必要があります。

このため、広報紙やホームページ等を通じて、計画内容の周知・普及を図ります。

#### (2) 懇談会等の開催

高校生をはじめとする若者や市民を対象とした懇談会等を開催し、地域福祉の考え方や計画の目指す理念や取り組みについて、周知・普及を図ります。

また、懇談会等では、それぞれの地域の生活課題を共有し、課題解決に向けて、市民、行政が「協働」した取り組みを推進します。

### 2 計画の推進と点検・評価

#### (1) 計画の推進

知識経験者、福祉団体、市民活動団体、公募に応じた市民などで構成する組織を設置し、定期的に意見交換を図る機会を設け、様々な分野の方々の意見を取り入れながら本計画を推進します。

#### (2) 計画の点検・評価

計画の進捗状況等については、懇談会等での意見や各種調査などに基づき、定期的な点検、評価を行います。

---

# 資料編

---



## 1 計画の策定経過

年月日	会議名等	主な内容
平成 26 年 12 月 24 日	第1回一関市地域福祉計画策定庁内会議	地域福祉計画策定方針、各要綱等について 地域福祉計画策定スケジュールについて
平成 27 年 1 月 21 日	第1回一関市地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画策定方針について 地域福祉計画策定スケジュールについて 市民会議の開催、アンケート結果について
1 月 31 日	第1回一関市地域福祉計画策定市民会議 (市民ワークショップ)	地域福祉と市民の役割(講演)
2 月 28 日	第2回一関市地域福祉計画策定市民会議 (市民ワークショップ)	安心して暮らせる地域づくり(ワークショップ)
3 月 7 日	第3回一関市地域福祉計画策定市民会議 (市民ワークショップ)	安心して暮らせる地域づくり(ワークショップ)
3 月 23 日	一関市地域福祉計画策定高校生ワークシ ョップ	高校生からみた地域福祉の課題と役割
5 月 18 日	第2回一関市地域福祉計画策定庁内会議	市民会議・高校生ワークショップの報告について 地域福祉の将来像(基本理念・基本方針・基本目標)について
5 月 29 日	第2回一関市地域福祉計画策定委員会	市民会議・高校生ワークショップの報告について 地域福祉の将来像(基本理念・基本方針・基本目標)について
7 月 21 日	第3回一関市地域福祉計画策定庁内会議	地域福祉の将来像(基本理念・基本方針・基本目標)について 施策の方向性について
7 月 31 日	第3回一関市地域福祉計画策定委員会	地域福祉の将来像(基本理念・基本方針・基本目標)について 施策の方向性について
9 月 30 日	第4回一関市地域福祉計画策定庁内会議	地域福祉計画(素案)について 地域説明会等の開催について

資料編

年月日	会議名等	主な内容
10月9日	第4回一関市地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画(素案)について 地域説明会等の開催について
11月18日 ～ 11月24日	地域福祉計画策定に係る地域懇談会 (市内8か所開催)	地域福祉と地域福祉計画策定に係る市民との意見交換
12月22日	第5回一関市地域福祉計画策定庁内会議	地域福祉懇談会での(質問、意見等)について 地域福祉計画(案)について
平成28年 1月15日	第5回一関市地域福祉計画策定委員会	地域福祉懇談会での結果(質問、意見等)について 地域福祉計画(案)について
1月19日 ～ 2月1日	パブリックコメントの募集	地域福祉計画(案)について
1月29日	一関市議会教育民生常任委員会	地域福祉計画(案)について
2月8日	第6回一関市地域福祉計画策定委員会	パブリックコメント等の結果について 地域福祉計画(案)について

## 〔一関市地域福祉計画策定市民会議の概要〕

## 1 目的

一関市地域福祉計画を策定するにあたり、市民参加の市民会議（市民ワークショップ）を開催し、地域福祉における課題について解決策や方向性を地域（共助）の視点で検討し、その内容や意見について計画に反映させる。

## 2 参加者 延べ参加者数 市民75人

※この他に、東北福祉大学生、市社会福祉協議会職員、市職員が参加。

## 3 開催概要

回数	日 時	場 所	内 容 等
1	平成27年1月31日（土） 13:30～16:00	川崎公民館	講演 「地域福祉と市民の役割」 講師 東北福祉大学 総合福祉学部 社会福祉学科 教授 都築光一 氏 講話 「地域福祉活動計画について」 講師 一関市社会福祉協議会 地域福祉課 課長 菅原 敏 氏
2	平成27年2月28日（土） 13:30～16:30	川崎公民館	グループごとのワークショップ① 参加者の身近な課題、自らが取り組む課題解決について話し合いました。
3	平成27年3月7日（土） 13:30～16:00	川崎公民館	グループごとのワークショップ② 1回目で話し合ったことについて、内容を深め、グループごとに発表しました。

## 4 ワークショップの内容

参加者が日頃感じている課題を話し合い、それぞれの課題を市民や自治会等でどのように解決できるか、その方策を検討しました。

下記の内容は、ワークショップでの意見等を課題ごとに整理したものです。

## ■近所づきあいや交流の場づくりの必要性

## 日頃感じている課題

- ・隣近所づきあいが希薄となっている。
- ・世代間の交流が少ない。
- ・家族（親子）でもコミュニケーションが不足しているのではないかな。
- ・高齢者の一人暮らし、高齢者のみ世帯の増加。

<b>市民の取り組み</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的な近隣との関係づくりや交流を目的としたサロン、イベント等の交流の場づくりが必要。</li> <li>・高齢者同士のネットワークづくりの支援。高齢者のもとに人が集まる仕組みづくり（お出かけお茶のみネットワーク。行き来が自由な移動サロンの発想）が必要。</li> <li>・お互いに福祉について学びあう。</li> <li>・参加しやすい、参加を呼びかける仕組みづくり（イベント等の情報提供。回覧板、広報やFM、SNSを活用した情報発信など）が必要。</li> </ul>

■助けられ、助ける仕組みづくりの必要性

<b>日頃感じている課題</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・引きこもり、生活困窮者など、支援が必要と思われる人が多くいる。その中で、助けて欲しいと言えない人がいるのではないかな。</li> <li>・支援が必要と思われる人への関わり方や支援の仕方がわからない。</li> <li>・ボランティアなどの人材が不足している。</li> </ul>
<b>市民の取り組み</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援が必要な人のニーズを把握する。</li> <li>・把握する側もボランティア講座や医療・介護の学習会を開催し、困り事の相談にのってくれる人材の養成（必要なサービス情報、相談窓口の情報を把握しコーディネート）が必要。</li> <li>・偏見をなくす取り組み。</li> <li>・地域でのやさしい見守り活動、まずは明るく挨拶から。</li> <li>・市、社協、施設、包括等の専門機関等の関わりも必要。</li> </ul>

■地域活動を支えている人の高齢化と担い手不足の悩み

<b>日頃感じている課題</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会等の地域活動の担い手の減少や役員等の後継者が不足。参加者、役員の固定化。</li> <li>・若手の活動参加をどう促すか。</li> </ul>
<b>市民の取り組み</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会活動＝世帯主の参加という考えを変える取り組み（世帯主以外の参加）。</li> <li>・企画段階から若手の参加。誰もが参加しやすい形に行事そのものも転換。</li> <li>・その一方、元気な高齢者（シニアボランティア）に期待する声も。</li> </ul>

### ■除雪、買い物、通院、ごみ捨てなどの日常生活支援ニーズの増加

<b>日頃感じている課題</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の高齢化や高齢者だけの世帯が増えているため、除雪作業、買い物、ごみ捨て等の日常生活支援が必要。</li> <li>・交通利便性の確保、日常的な買い物先や医療機関が近くにない場合の移動手段の確保。</li> </ul>
<b>市民の取り組み</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・まずは地域住民のつながりが基本。団体だけではなく、自治会（地域住民）が協力し、お互いの支援が必要。</li> <li>・地域の中で送迎できる仕組みづくり（送迎する人材の確保、NPOや有償運送の取り組み）。デマンドタクシーの活用。</li> <li>・その一方、バスなど公共交通のあり方についても検討が必要との意見も（バスの運行方法など、公共交通施策の見直しが必要では）。</li> </ul>

### ■新たな社会資源としての空き家活用

<b>日頃感じている課題</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内で増えている空き家対策。空き家が増えることで防犯・防火上の不安。</li> </ul>
<b>市民の取り組み</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域でのテナント利用のほか、空き家情報の収集・発信による入居者の仲介。</li> <li>・空き家になる前の情報の把握、空き家になっても地域で維持管理。</li> <li>・移住希望者向けに一関の魅力や田舎暮らしをPRし、空家を減らす。</li> </ul>



## 〔一関市地域福祉計画策定高校生ワークショップの概要〕

### 1 目的

一関市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、高校生によるワークショップを開催し、地域福祉における課題、その解決策や方向性について、これからを担う世代（高校生）の視点で検討し、計画策定の基礎資料とする。

### 2 参加者 市内高校生 65 名

一関第二高等学校（52 人）、一関修紅高等学校（4 人）、千厩高等学校（4 人）、大東高等学校（4 人）

※この他に、東北福祉大学生、市社会福祉協議会職員、市職員が参加。

### 3 開催概要 日時 平成 27 年 3 月 23 日（月） 13：30 ～ 17：00

場所 なのはなプラザ

### 4 ワークショップの内容

東北福祉大学・都築教授の「地域福祉」についての講話に引続き、市民会議で出された課題を中心に、高校生の視点での、課題解決の方策や高校生自身の取り組み方などを、グループごとのワークショップ（7 グループ）により、検討しました。

下記は、ワークショップの内容をまとめたものです。

※高校生が感じている課題（■）と、それに対する高校生自身の取り組みの方向性。

#### ■地域の人や高齢者と交流する機会が少ない

- ・近所や地域の人を知り仲良くなるために明るく挨拶を交わそう。
- ・学校内だけでなく地域の人も入ったサークルづくりをしてみよう。
- ・地域行事に参加したり、どこに何があるかマップづくりなどをしてみよう。
- ・お互いを知るための交流の場（今回のワークショップのような機会）を企画してみよう。
- ・イベントを企画し高齢者を招待しよう。

#### ■ボランティアや活動できる場所（機会）が少ない

- ・元気な高齢者がボランティアをしているということを初めて知った。自らも地区の清掃活動、施設でのボランティアに参加しよう。
- ・部活動の仲間や友人を誘いボランティア活動に参加しよう。
- ・授業、部活動としてボランティア活動に取り組んでみよう。
- ・積極的にボランティア情報を入手しよう。
- ・公民館を開放したり（してもらい）、公民館を活用しての交流事業を企画してみよう。

・高校生が主催するイベントを企画し、その情報を発信しよう。

#### ■子どもが安心して遊べる公園の整備

・草とりなど環境整備に取り組もう。

#### ■保育士、介護士の人材不足

・ボランティア、アルバイトを採用してもらおう。

・ボランティアを介護士など資格取得に役立つ内容にしよう（してもらおう）。

・金銭目的のアルバイトではなく、学習機会ととらえ、自分の参加意欲を高めよう。

・介護が必要にならないように健康管理をしよう（行ってもらおう）。

#### ■公共交通が不便

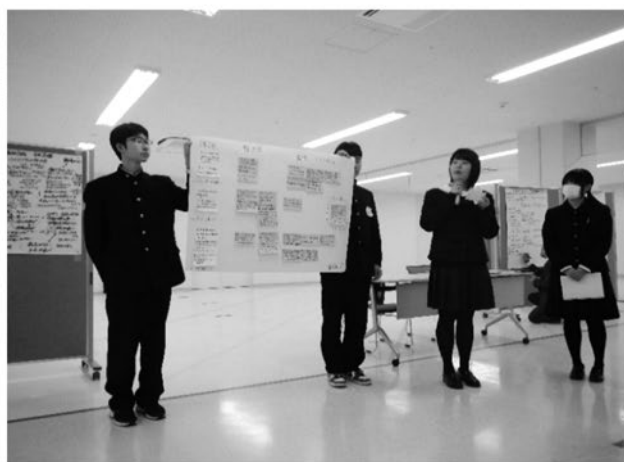
・積極的に利用しよう。

・不便な点を伝えていこう。

#### ■活気のあるまちづくり。若者に魅力あるまちづくり

・自分たちも積極的に参加しよう。

・一関のよさを情報発信（PR）しよう。



## 〔一関市地域福祉計画に係る地域福祉懇談会の概要〕

## 1 目的

地域福祉計画の策定にあたり、広く市民から意見・提言をいただくとともに、計画への反映と地域福祉の推進を目的として開催する。

## 2 開催日時・場所等

月 日	時 間	場 所	参加者数
11月18日(水)	15:00～16:30	一関市総合体育館	115人
11月18日(水)	18:30～20:00	千厩支所	45人
11月19日(木)	10:00～11:30	川崎農村環境改善センター	21人
11月19日(木)	13:30～15:00	室根支所	22人
11月19日(木)	18:30～20:00	大東コミュニティセンター	53人
11月20日(金)	15:00～16:30	花泉支所	59人
11月20日(金)	18:30～20:00	藤沢市民センター	24人
11月24日(火)	14:00～15:30	東山支所	51人
合 計			390人

## 3 意見、質問等の要旨

## ■計画の構成について

- ・各項目のいつ、誰が、何をするのか具体例を示してもらいたい。
- ・行政の役割や市民の役割を示してもらいたい。
- ・まちづくり協議会で策定した「地域づくり計画」と地域福祉計画の内容が一致している。
- ・自治会活動の根幹が本計画の理念である。
- ・「地域づくり計画書」を作成中であるが、一番の柱は福祉。生活弱者等をどのように支援をしていけばよいか悩んでいる。
- ・住民が主体的に取り組むことで課題解決が図れると思う。
- ・本計画の理念がこれからの自治会の活動そのもの。
- ・自治会やボランティア任せにならないようにしてもらいたい。
- ・ワークショップでの意見の事業化を検討してもらいたい。
- ・計画が多すぎる。
- ・計画書は見てわかり易いことも大切。

## ■計画の推進について

- ・高齢化が進んでおり、計画策定期間が遅いのではないかと。
- ・今後は、隣組の復活が重要と感じた。



- ・ 大多数の市民は無関心。市民の参画を進めるための取り組み（周知）が必要。
- ・ 計画の進め方や評価について、広く住民への周知が必要。
- ・ 計画が絵に描いた餅にならないように期待する。
- ・ 地域福祉活動には個人の生活も関係してくるので、立入りにくい部分もある。
- ・ 計画の推進や検証には社会福祉協議会や行政以外も関れる仕組みが必要。

#### ■各施策の展開に関すること

- ・ 若い人達へのボランティア活動への研修をどう進めていくかが重要。
- ・ 自治会では人づくりはできない。行政で展開してもらいたい。
- ・ 地域行事で中高生の参加がみられない。学校との連携が重要。
- ・ 更に少子高齢化が進む。福祉教育を充実させ、福祉分野の担い手づくりが重要である。
- ・ 保育園に空きがなく働けないなどの声を聞く。安心して働くために保育施設等の充実が必要。
- ・ 子育て支援を充実し、女性も安心して働ける環境を整備して欲しい。子どもの貧困解消や老後の年金受給にも関係する。安心して暮らせる社会となるような計画を期待したい。
- ・ 市民後見制度の研修会など、権利擁護に関する事業を進めてもらいたい。
- ・ フードバンク（賞味期限が近い商品や規格外商品などを低所得者に提供する事業）の導入を検討してはどうか。
- ・ 災害時の福祉避難所の設置、要支援者の支援を想定した防災訓練を進める必要がある。
- ・ 健康長寿を推進し、自立した生活を営むことも福祉の重要な要素。
- ・ 介護職場の人材不足や定着化について。労働条件の改善が必要。
- ・ 相談窓口の充実と職員の対応について。

#### ■策定経過に関すること

- ・ 策定委員の出身地域と構成について。
- ・ 策定委員に占める一般公募委員の割合について。
- ・ 策定作業に関する庁内での職員体制について。
- ・ 策定委員に福祉の当事者や高校生をいれてはどうか。
- ・ 地域福祉懇談会で出された意見、質問の内容をお知らせしてほしい。



(設置)

第1 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、一関市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 福祉団体等の関係者
- (3) 市民活動団体の関係者
- (4) 公募に応じた者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、2年以内とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、保健福祉部長寿社会課において処理する。

(補則)

第8 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

制定文（抄）

平成26年11月1日から施行する。

改正文（抄）（平成27年4月1日告示第148号）

平成27年4月1日から施行する。

## 一関市地域福祉計画策定庁内会議設置要領

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、庁内の関係部局の職員により必要な事項を検討するため、一関市地域福祉計画策定庁内会議(以下「庁内会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 庁内の連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、保健福祉部長を、副委員長は、保健福祉部長寿社会課長をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる各課から市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 保健福祉部長寿社会課
- (2) 保健福祉部福祉課
- (3) 保健福祉部健康づくり課
- (4) 保健福祉部子育て支援課
- (5) 各支所保健福祉課
- (6) 市長公室政策企画課
- (7) まちづくり推進部まちづくり推進課
- (8) まちづくり推進部いきがいつくり課
- (9) 消防本部防災課
- (10) 教育委員会教育部学校教育課

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、庁内会議を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 庁内会議は、委員長が必要のつど召集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 庁内会議の庶務は、保健福祉部長寿社会課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成26年11月1日から施行する。
- 2 この要領は、計画が策定された時点で、その効力を失うが、人事異動による委員の職務を失う場合は、新たにその職務に就いた者がこれを兼ねる。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

## 一関市地域福祉計画策定委員会 委員名簿 (敬称略)

委員区分	所属等	氏名	備考
1号委員 (知識経験を有する者)	岩手県一関保健福祉環境センター	大 坊 真紀子	
	東北福祉大学 総合福祉学部社会福祉学科	都 築 光 一	委員長
2号委員 (福祉団体等の関係者)	一関市保健推進委員連絡協議会	千 葉 京 子	平成27年 7月31日から
		阿 部 弘 子	平成27年 7月30日まで
	岩手県社会福祉協議会 障がい者福祉協議会両磐ブロック協議会	岩 渕 睦 夫	
	一関地区福祉活動推進協議会	小野寺 司	
	一般社団法人 やさいサラダ	葛 西 信 昭	
	両磐ブロック高齢者福祉協議会	熊 谷 茂	
	一関市身体障害者福祉協議会	西 城 直 彦	
	一関市社会福祉協議会	坂 本 紀 夫	副委員長
	一関市民生児童委員連絡協議会	三 浦 悦 子	
社会福祉法人 ふじの園	渡 部 俊 幸		
3号委員 (市民活動団体の関係者)	川崎まちづくり協議会	木 村 静 恵	
	東山地域自主防災組織連絡協議会	菅 原 葛 夫	
	一関市地域婦人団体連絡協議会	菅 原 てい子	
	藤沢町住民自治協議会	鈴 木 求	
	一関市老人クラブ連合会	船 山 タヅ子	
4号委員 (公募に応じた者)	公 募 委 員	菊 池 幸太郎	
5号委員 (その他市長が必要と認める者)	まちづくりスタッフバンク	館 澤 敏 子	
	まちづくりスタッフバンク	岩 渕 和 子	

※所属等は策定委員就任時点

## 用語解説

### <あ行>

#### 岩手県災害派遣福祉チーム

大規模災害時に避難所等において要配慮者の福祉・介護等のニーズ把握や応急支援などを行う組織（岩手県災害福祉広域支援推進機構が設置）。社会福祉士、介護福祉士など福祉専門職で一定の研修を受けた者がチーム員として登録し、災害時にチーム（4～6人）を組織して支援活動を行うものです。

#### インフォーマルサービス

家族、友人、近隣住民、ボランティア・NPOなどによって行われる、制度に基づかない住民の自発的な支援や援助をいいます。弁当宅配サービスや家事援助、サロン活動などがあります。

#### NPO（エヌ・ピー・オー）

行政・企業とは別に、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない民間の組織・団体のことをいいます。また、NPO法人とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格（個人以外で権利や義務の主体となり得るもの）を取得した特定非営利活動法人の一般的な総称です。

### <か行>

#### ケアマネジメント

複合的なニーズをもつ高齢者や障がい者のために、個々のニーズを総合的に評価し、保健・医療・福祉など多様なサービスを組み合わせ、サービス提供後も継続的にフォローして必要な変更を行う一連の専門的援助方法です。

#### 権利擁護

その人がその人らしく生きていくために、権利を主張し獲得していくもの、あるいは認知症や知的障がい等により自分の権利を主張できない人の権利や利益を代弁し、守っていくことです。

#### コーディネート／コーディネーター

コーディネーターは仕事の流れを円滑にする「調整者」と訳され、二者あるいは、それ以上の個人、機関、施設、団体との間に対等の関係をつくり、それぞれが最大限の機能を発揮するように調整する専門家やその役割（コーディネート）を指します。特に地域社会では、地域内の公共・民間サービス、施設、機関、団体、商店街など、多くの様々な組織間を調整（コーディネート）することが求められており、今後ますます重要な役割を担う者として注目されています。

### 子育て支援センター

子育て支援センターは、子育てや子どもの発達に関する相談から、子ども一人ひとりに応じた適切な支援をコーディネートする機関です。主に、「相談」機能、「発達支援」機能、「子育て支援ひろば」機能、「情報発信」機能の4つの機能をあわせもっています。当市では一関保健センター内に設置されています。

### <さ行>

### 災害ボランティアセンター

災害時に設置される被災地でのボランティア活動を円滑に進めるための拠点です。被災地のニーズの把握、ボランティアの受け入れ、人数調整・資機材の貸し出しなどを行います。当市では、災害の規模に応じ、一関市社会福祉協議会の協力を得て設置されます。

### 自治会

一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された任意の団体で、当該区域の住民相互の連絡、親睦など、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な活動を行っています。

当市の自治会は、主に行政区の区域を単位に組織されており、地域によっては、民区、町内会、集落公民館といった呼称の自治会組織もあります。

### シニア活動プラザ

シニア活動プラザは、社会参加や社会貢献を求める高齢者に対して、活動のきっかけづくり、活動団体の支援・仲間づくりを支援するため市が設置し、市社会福祉協議会が受託し、事業を行っています。シニア世代が地域や社会の課題解決のために行う活動や新たな取り組みをはじめなどのチャレンジを応援する総合窓口です。

### 市民後見人

成年後見制度において、親族以外の第三者後見人であって、専門職（弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士等）以外の人。

### 社会資源

地域で暮らすために活用できる施設・設備、医療・福祉制度やサービス、各種団体・人材、技能、情報等のあらゆる社会的資源を総称していいます。

### 社会福祉協議会

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体です。市区町村を単位とする市区町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県

社会福祉協議会があります。社会福祉を目的とする事業を経営する者および社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいます。

### 障がい者基幹相談支援センター

障害のある方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、各種相談や情報提供などの支援を総合的に行うところです。地域における相談支援の中核的な役割を担う機関です。当市では、一関市社会福祉協議会に委託しています。

### 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援法（平成27年4月1日施行）により、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体（他団体への業務委託も可）となり、専門の支援員が寄り添いながら、相談者一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門機関と連携して、就労や住居、家計等に関する課題の解決に向けた支援を行う事業です。当市では一関市社会福祉協議会が窓口となっています。

### 生活福祉資金

他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸し付けと必要な相談・支援により、経済的自立と生活の安定を目指すことを目的としています。

この貸付制度は厚生労働省の要綱に基づき運営されています。当市では一関市社会福祉協議会が窓口となっています。

### 成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等判断能力が不十分となった人の財産管理、あるいは介護施設への入退所などについて、本人に代わって法的に代理や同意、取消しをする権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、権利が守られるよう支援する制度です。

## <た行>

### 地域協働体

市民センターの管轄区域など一定の区域内の自治会（民区・町内会・集落公民館等）、各種団体、NPO、企業など多様な主体で構成し、それぞれの連携のもとに市民が主体となった地域づくりを進めるための組織です。

地域協働体は、地域住民や各種団体等との話し合いのもと、地域の現状や課題を共有し、その解決のための方向性や地域の将来像を示した「地域づくり計画」などを策定し、その計画に基づき地域の特色を活かした地域づくりを進めています。



**地域包括ケアシステム**

地域住民に対し、保健サービス(健康づくり)、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組みです。

**地域包括支援センター**

介護保険法で定められた、地域住民の保健福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で各区市町村に設置されています。2005年の介護保険法改正で制定され、センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたっています。法律上は市町村事業である地域支援事業を行う機関ですが、外部への委託も可能であり、要支援認定を受けた者の介護予防マネジメントを行う介護予防支援事業所としても機能しています。

**地域若者サポートステーション**

働くことに悩みを抱えている15歳から39歳までの若者に対し、専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う機関のことをいいます。本市の名称は「いちのせき若者サポートステーション」です。

**地区福祉活動推進協議会**

地域の福祉課題の解決や福祉のまちづくりの実現のために、住民が主体となり、概ね地区(合併前の旧村単位)の範囲で組織された任意団体です。小地域福祉活動や地域内の福祉活動の推進などを行います。

**<な行>****日常生活自立支援事業**

認知症や知的障がい、精神障がいのために判断能力が十分でない方々が、自立して地域生活を営めるように、福祉サービスの手続きの援助や日常の金銭管理を行うことによって、在宅生活を支援する制度(旧名称:地域福祉権利擁護事業)で一関市社会福祉協議会が実施しています。

**認知症**

様々な原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために様々な障がいが起こっている状態。記憶障がいや見当識障がい、判断力、実行機能の低下などの中核症状とうつ状態や妄想など日常生活への適応を困難にする周辺症状があります。

**<は行>****避難行動要支援者**

高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児・児童、日本語がわからない外国人などの要配慮者のう

ち、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、自ら避難することが困難で避難の確保に支援を要する者（災害対策基本法による定義付け）のことで、市町村は、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿を作成する必要があります。当市では一関市地域防災計画により、避難行動要支援者の対象範囲等を定めています。

### 福祉サービス

第一種・第二種社会福祉事業のことで、子ども・障がい者・高齢者などを対象としており、大きく施設福祉サービス（特別養護老人ホーム、身体・知的・精神障害者更生施設、児童養護施設など）と在宅福祉サービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなど）の二つに分けられます。

### 福祉避難所

既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障害者など一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、支援が必要な人に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のことです。

### ふれあいサロン

地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」を図る活動。高齢者等が地域の中で孤立した生活を送ることなく、談話やレクリエーション等を通じて仲間とふれあい、楽しく・気軽に・無理なく過ごせる場づくりを地域の中につくるものとし、定期的な交流を通して、一人ひとりの自分らしさ・生きがいなど心豊かな暮らしをお互いに応援しあっていく活動です。参加する方々と運営するボランティアが自由な発想で企画運営する活動です。

### ボランティアセンター

ボランティア活動を支援するために社会福祉協議会がその運営にあたっています。主な活動は、ボランティア活動に関する各種相談やボランティア団体の紹介、各種団体との調整などです。本市の名称は「一関市ボランティアセンター」です。

## <ま行>

### 民生委員・児童委員

社会福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行い、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力するほか、住民福祉の増進等を主な職務として厚生労働大臣から委嘱され活動しています。児童福祉に関する援助・指導を行う児童委員は、民生委員が兼ねています。また、平成6年からは主として、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が委嘱されています。

## <ら行>

### ライフスタイル

衣食住のあり方だけでなく、生活様式や個人の生き方全般の事を意味します。

## <わ行>

### ワークショップ

ワークショップとは、本来「作業場」や「工房」を意味しますが、現代においては問題解決やトレーニングの手法の意味で使われています。参加者が自発的に作業や発言を行える環境において、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に、参加者全員が体験するものとして運営される形態が一般的に知られています。

---

# 一関市地域福祉計画

---

発行：一関市

編集：保健福祉部長寿社会課

平成28年3月

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

TEL 0191-21-2111 (代表)

印刷：社会福祉法人 仁愛会一関ワークキャンパス

